



cutting through complexity

トルコ投資ガイド

2014 年版

kpmg.com.tr
kpmgvergi.com



トルコ投資ガイド



目 次

はじめに	7
1 トルコの概要	8
1.1 一般的事項	8
1.2 経済及び通貨	12
1.3 雇用環境	16
2 海外投資家 向けの機会	18
2.1 海外投資家向けの優遇制度	18
2.2 投資優遇制度	20
2.3 優遇制度の適用	24
2.4 研究開発優遇制度	25
2.5 技術開発地域における優遇制度	26
2.6 自由貿易区域における優遇制度	27
3 貿易及び関税	28
3.1 貿易規制	28
3.2 関税制度及び関税取引の概要	30
3.3 トルコとEU	31
3.4 トルコの輸入制度	32
3.5 関税評価	32
3.6 アンチダンピング及び反助成の慣行	32
3.7 財源使用税(RUSF)	33
3.8 認定経済事業者制度(AEO)	33
4 会社法の要件	34
4.1 利用可能な会社形態	34
4.2 株式会社と有限会社	34
4.3 有限会社(LLC)	36
4.4 株式会社(JSC)	38
4.5 その他の事業形態	41
4.6 株式会社及び有限会社の一般的要件	42
5 法人に対する課税	46
5.1 法人所得税	46
5.2 損金算入が認められる費用	50
5.3 損金算入が認められない費用	52
5.4 非課税所得	54
5.5 法人に対する課税	55
5.6 法人税の観点から見た法律第6111号(税金恩赦法)の効	61

6	移転価格税制	62
6.1	独立企業原則	62
6.2	文書化要件	65
6.3	事前確認制度 (APA)	67
7	間接税	68
7.1	付加価値税	68
7.2	特別消費税	73
8	個人所得税	74
8.1	課税所得	76
8.2	所得税率	78
9	労働法	80
9.1	労働法制	80
9.2	人件費	85
9.3	社会保険 ー健康保険	86
9.4	駐在員に適用される規則	88
9.5	団体労働協約ー労働組合の権利	89
10	合併、買収及び 組織再編の税務	90
10.1	合併	90
10.2	会社の買収	92
10.3	組織再編	96
11	国際税務	98
12	添付資料	108
12.1	添付資料Ⅰ：トルコの主要税率一覧	110
12.2	添付資料Ⅱ：源泉徴収税率表	111
12.3	添付資料Ⅲ：年度末利益に対する税金計算	112
12.4	添付資料Ⅳ：各国との租税条約上の源泉徴収税率	114
12.5	添付資料Ⅴ：KPMGトルコが提供する日系企業向けサービス	116
12.6	グローバル・ジャパニーズ・プラクティス	118

はじめに



トルコ投資ガイド2014年版は、KPMGトルコの税務法務部門が執筆を担当したもので、トルコへの投資を検討しているあるいはトルコで事業展開をしている日本の投資家向けに日本語訳版を作成したものである。

本ガイドでは、トルコのビジネス環境や税法について、網羅的ではないものの、主要な事項について、参考情報(2014年3月時点)として紹介している。したがって、トルコに関する何らかの事業計画を検討および実行する場合、ここにある情報のみを根拠とせず、トルコの会計、税務、法務などに精通した専門家が特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従っていただきたい。

最後に、本ガイドの刊行にあたって、執筆を担当したKPMGトルコの税務法務部門の専門家に深く感謝の意を表したい。また、日本企業にとって、本ガイドが投資計画や事業活動の一助になれば幸いである。

アブドゥルカディアー・カーラマン
税務部門統括パートナー
KPMGトルコ



トルコの概要

1.1 一般的事項

地理と気候

トルコはヨーロッパとアジアが交差する場所に位置する。トルコのヨーロッパ側に位置する部分はトラキア (Trakya) と呼ばれ、アジア側に位置する部分はアナトリア (Anadolu) と呼ばれている。

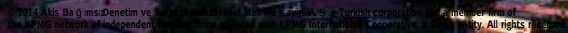
2つの大陸にまたがる国であることが、トルコの歴史、文化、政治における主な特徴となっている。トルコの北西はギリシャとブルガリアに接しており、東はグルジア、アルメニア、イラン、南はイラクとシリアに接している。

北側にある黒海、西側のエーゲ海、南の地中海は、トルコ海峡として知られるボスポラス海峡、マルマラ海、ダーダネルス海峡によりつながっている。

沿岸地域の気候は、地中海と黒海の気候の中間的な特徴を持つ。夏は暑く、黒海沿岸以外では乾燥している。春と秋は温かく温暖な気候で、冬は寒いが、雪が降る日はまれである。

内地の冬はもっと雪が多く寒い。
最も寒い月は1月と2月で、
最も暑い月は7月と8月である。





歴史と政府

トルコ共和国は1923年に建国された。新共和国は、近代トルコ共和国の発展の基礎となる改革を行った新共和国の初代大統領ムスタファ・ケマル・アタチュルクの指導の下、西欧にならって工業化と世俗主義政治制度の確立を行った。トルコは1946年以来、多党制による政治を行っている。トルコは一議会制の共和国である。大国民議会は無記名投票により4年ごとに選出される550人の議員で構成される。執行機関は総理大臣が率いる政府である。大統領は5年ごとに国民による選挙によって選出される。大統領は3選が禁止されている。大統領が任命した総理大臣が内閣の他のメンバーを指名し、その後、大統領による承認と、議会による信任投票を経て確定する。司法は立法と行政のいずれからも独立している。法制度は主にヨーロッパ大陸モデルに基づいている。また、憲法裁判所には議会で承認された法律を無効にする権限がある。憲法裁判所は、憲法に違反していると判断した法律またはその一部を無効にすることができる。

トルコの外交関係

トルコは、国際連合（UN）、イスラム協力機構（OIC）、経済協力開発機構（OECD）及び欧州安全保障協力機構（OSCE）の創設メンバーであり、欧州評議会及びNATOの加盟国である。

欧州連合理事会による交渉枠組を採用し、2005年に欧州連合（EU）加盟交渉が開始された。トルコとEUの関係には3つの要素（コペンハーゲン基準の適用、EU法規範の適用、市民社会との対話の強化¹⁾）が含まれている。この基準に従い、EUとの交渉が進められている。

トルコはまた、世界の経済大国の集まりであるG20のメンバーである。

人口と言語

トルコの人口

2006年に制定された人口サービス法第5490号に従い、人口調査の主要なデータソースとなる新しい人口登録制度がトルコで設定された。人口調査結果によれば、2013年12月31日現在の人口は約76,667,864人である。

都市部に居住する人口の割合は91.3%

イスタンブールの人口は13,854,740人である。人口の多い県は、アンカラ、イズミル、ブルサ、アダナである。トルコで最も人口が少ないバイブルト県の人口は75,797人である²。

トルコの人口の半分は30.1歳以下

イスタンブールの人口は14,160,467人である。人口の多い県は、アンカラ、イズミル、ブルサ、アダナである。トルコで最も人口が少ないバイブルト県の人口は75,620人である²。

トルコの人口の半分は30.4歳以下

トルコの人口の年齢の中央値は30.4歳である。男性の年齢の中央値は29.8才で、女性は31.0歳である²。

生産年齢人口は 67.7 %

15歳以上64歳以下の生産年齢人口は全人口の67.7 %を占める。また、0歳から14歳までの年少人口は全人口の24.6 %であり、65歳以上の老年人口は 7.7%である²。

¹ www.abgs.gov.tr

² www.tuik.gov.tr

1.2 経済及び通貨

経済

1980年代以降、トルコは目覚ましい成長を遂げた。これは主に、農業から工業・サービス産業へのシフト、既存の産業の近代化や技術移転、そして国際貿易と競争の効果という3つの要因に起因する。

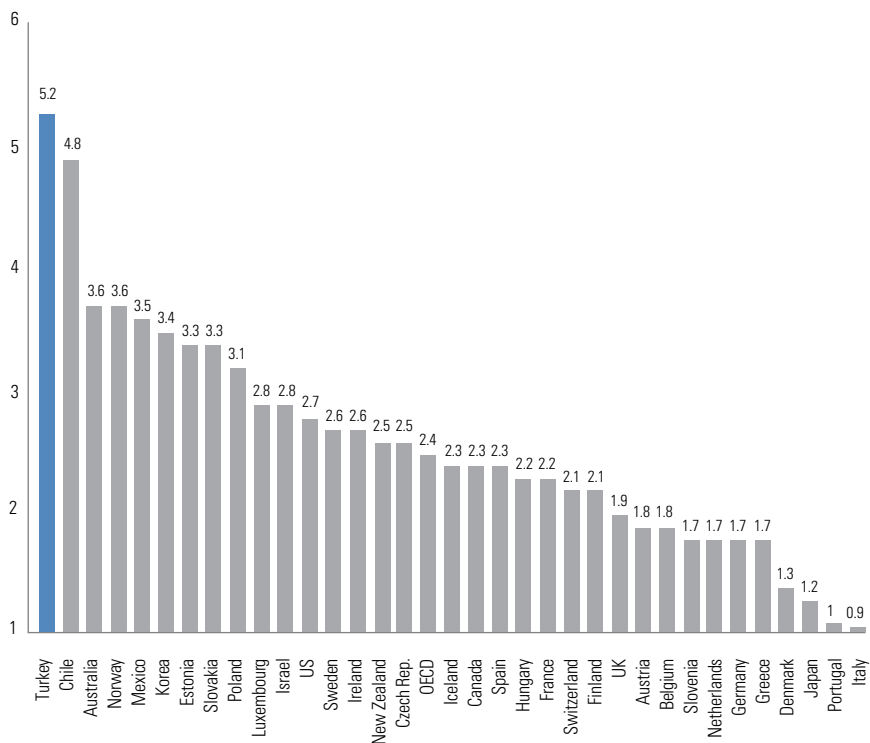
トルコのGDPとGDP成長率は以下のとおりである³。

年	GDP(百万TL)	GDP成長率(%)
2006	758,391	16.9
2007	843,178	11.2
2008	950,534	12.7
2009	952,635	0.2
2010	1,098,799	15.4
2011	1,297,713	18.1
2012	1,415,786	9.1

近年における経済活動の急成長の牽引役は民間投資である。資本移動の自由化と海外の金融機関によるトルコ人投資家への融資意欲が、民間投資の高い成長率を支えている。

トルコは外国投資の奨励に高い優先順位を置いており、多岐にわたる優遇措置を提供している。

³ www.tuik.gov.tr

2012-2017のOECD加盟国の実質GDP平均成長率予測³

トルコは外国投資の奨励に高い優先順位を置いており、多岐にわたる優遇措置を提供している。

³ www.tuik.gov.tr

通貨

トルコの通貨はトルコ・リラ(TL)と呼ばれ、これは新トルコ・リラに代わり2009年1月1日から導入された。さらに、2005年1月1日からトルコ・リラの単位を6桁減らすというデノミが実行された。一方、2005年1月1日からトルコ・リラと併せて、1トルコ・リラの100分の1であるクルシュ(Kr)の利用が再開された。

トルコの中央銀行は、1トルコ・リラ、5トルコ・リラ、10トルコ・リラ、20トルコ・リラ、50トルコ・リラ、100トルコ・リラ、200トルコ・リラの紙幣を発行している。また流通している硬貨は、1トルコ・リラ、50クルシュ、25クルシュ、10クルシュ、5クルシュ、1クルシュである。

下表は、2013年12月31日現在の、他の主要通貨に対するトルコ・リラの中央銀行の換算レートを表している。

国	通貨	TL換算額 ⁴
米国	1ドル	2.1343
ユーロ圏	1ユーロ	2.9365
英国	1 ポンド	3.5114
スイス	1 スイスフラン	2.3899
日本	100円	2.0231

⁴ www.tcmb.gov.tr

インフレーション

トルコ経済は10年以上にわたり高いインフレ率が続いていたが、2001年の安定化プログラムの実施によりインフレ率は著しく低下している。

下表は、過去5年間のインフレ率を示したものである⁵。

年	生産者物価指数(年率%)	消費者物価指数(年率%)
2007	5.94	8.39
2008	8.11	10.06
2009	5.93	6.53
2010	8.87	6.40
2011	13.33	10.46
2012	2.45	6.16
2013	6.97	7.40

⁵ www.tuik.gov.tr

1.3 雇用環境

居住許可と労働許可

ほとんどの外国人はビザなしでトルコに入国し、3ヶ月まで滞在することができる。ビザが必要な場合は、空港で取得することができる。

トルコで事業活動を行う目的で外国企業から派遣された外国人は、労働社会保障省から労働許可証、そしてトルコ領事館から就労ビザを取得しなければならない。

その後、この労働許可証に基づき、警察署外国人局で居住許可証を申請しなければならない。

就業時間

大企業の就業時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分である。店舗の営業時間は、基本的に月曜日から土曜日の午前9時から午後7時30分である。ただし、日曜日に営業している店舗もある。政府機関は、週末には業務を行っていない。銀行は、月曜日から金曜日の午後5時まで営業している。ATMは、トルコ国内で広く普及している。

生活及び住宅のコスト

EUや米国から来た外国人にとって、トルコでの生活費は高くはない。特定の場所を除けば、住宅費や生活費は彼らの母国よりも安い。

各国の物価指数(2014年)

	消費者物 価指数	家賃指数	家賃指数	食料品価 格指数	レストラン価格 指数	購買力指数
Norway	144.45	58.88	102.88	135.52	165.88	94.40
Switzerland	143.88	63.84	104.99	148.50	145.59	138.05
Denmark	114.87	40.05	78.52	102.61	132.27	100.66
Luxembourg	109.93	64.11	87.67	97.07	126.51	115.31
Australia	108.51	57.97	83.95	105.03	97.44	104.20
New Zealand	104.48	42.43	74.33	104.47	90.09	87.58
Sweden	103.68	33.79	69.72	100.35	103.76	106.11
Finland	103.28	35.32	70.26	100.40	103.17	97.90
France	100.21	36.86	69.43	100.19	98.70	92.29
UK	100.11	44.19	72.94	94.25	96.94	94.34
Belgium	100.04	34.89	68.39	93.51	105.82	87.93
Netherlands	98.82	40.94	70.70	78.03	115.25	97.54
Italy	96.81	31.55	65.10	85.00	104.62	75.39
Japan	94.13	35.51	65.65	97.55	58.78	99.64
Israel	91.45	35.23	64.14	79.52	95.42	69.29
Austria	89.50	33.23	62.16	88.71	79.25	91.53
Canada	87.90	35.71	62.55	94.57	78.78	105.53
South Korea	87.56	37.56	63.27	106.50	51.76	80.63
Germany	87.14	30.29	59.52	77.86	77.83	112.28
Greece	83.79	15.12	50.43	70.51	84.76	44.27
USA	77.39	36.93	57.74	83.38	67.74	132.91
Uruguay	77.36	25.26	52.05	68.66	71.63	39.64
Spain	77.18	26.41	52.51	64.24	79.05	72.48
Slovenia	75.37	22.47	49.67	65.19	61.44	60.36
Russia	61.80	29.65	46.18	50.91	68.48	37.30
Turkey	49.93	12.81	31.90	40.56	37.53	55.79

2 海外投資家 向けの機会

2.1 海外投資家向けの優遇制度

1980年以降、トルコはより革新的な経済政策に沿って、経済の再構築を行ってきた。この取り組みにおいて生産部門を中心とした民間セクターに重点が置かれ、政府の役割はインフラ開発や公的サービスの提供に限定されている。

新経済政策の目標は、失業率の削減、技術移転の実現、国営経済公社の民営化、国際収支の赤字改善などで、特にトルコ経済の世界経済への統合を促進させ、外国資本をもっとトルコに呼び寄せることである。またトルコは、産業開発や農村と都市部の統合に向けた国内外からの投資を促すための財政的な優遇措置も提供している。

これらの優遇措置や税金からの支出は通常、特定のセクターや地域での民間投資活動を促進するために、投資規模に応じて次のような形態で、投資家に提供される。



2.2 投資優遇制度

トルコでは、国内の困窮地域への投資を行う投資家に対して、価値のある優遇措置を提供するような、従来の優遇措置を発展させた優遇措置を導入した。

優遇措置の目的は、輸出や高度な技術を奨励し、投資や雇用の競争力を強め、投資の継続性を高め、持続可能な発展を実現することである。

投資の分類

- **地域別／セクター別投資**：トルコは、その地域・都市の発展状況に応じて6つの地域に分類されている。第1地域が最も発展した地域であり、第6地域は最も未発展の地域である。



- **大規模投資**：50百万TLを超える投資。ただし、当該金額は投資対象産業毎に多様に定められている。自動車部品産業等の特定産業の最低投資額は引き下げられたが、その一方で、採鉱投資は大規模投資に含まれていた。

- **優先投資：**優先投資は、投資地域に関わらず第5地域の恩恵を享受することが可能である。下記産業に対する投資は優先投資の資格を有する。
 - 積荷や乗客の海上輸送に関する投資
 - 国内の積荷や乗客の輸送及び市内積荷輸送を目的とした民間セクターによる鉄道投資
 - 自動車、宇宙または防衛関連の試験設備、風洞及びその他の関連投資
 - 文化／観光の保護・発展の対象かつ地域優遇措置の権利を有する観光目的の宿泊施設への投資
 - 50,000m²以上の区域（宿泊施設及びショッピングモール部分を除く）を有する国際展示場への投資
 - 健康省の計画承認を取得した、バイオ医薬、腫瘍医薬及び血液製品への最低20百万TLの投資
 - 防衛次官からの計画承認を得た防衛／航空機／宇宙産業への最低20百万TLの投資
 - 民間セクターによる幼稚園・小学校・中学校及び高校への投資
 - 科学産業技術省、中小企業開発科学技術研究評議会の援助により遂行されたR&D計画の結果として生み出された製品
 - 鉱山採収及び／または鉱山加工投資（イスタンブールでの投資及び骨材投資や鉱山法の第1区分となる投資を除く）
 - 自動車産業への最低投資額300百万TLの投資及び自動車部品産業への投資（エンジン製造投資は最低投資額75百万TL、エンジン部品及び伝達装置及び電装部品製造投資は最低投資額20百万TL）
 - 石炭を利用した発電施設への投資（採鉱ライセンスに基づく）

- **戦略的投資**：以下の全ての要件を満たす投資は戦略的投資とみなされる。
 - 最低50百万TLの投資が行われること
 - 生産する予定の製品について、前年度に最低50百万TLの輸入が行われていること
 - 潜在的投資からの付加価値が最低40%見込まれること
 - 生産する製品の国内生産能力が輸入より少ないこと
- **地域別投資かつ大規模投資に適用される投資優遇**：以下の投資のうちいずれかを満たした場合に、両者又は一方の優遇措置が与えられる。
 - 工業団地(OIZ)への投資
 - 最低5名の個人または事業体の株主が、共通の運営地域において統合投資を実施する場合の投資

第6地域での投資の場合、2年間の社会保険料(雇用主負担)の補助及び5%の法人税減免限度額算出のための貢献率の上乗せがなされる。

- **その他投資**：一般優遇措置の権利を有するその他投資

投資優遇措置

投資家は、経済省の優遇制度申請・外国資本総局(以下、「当局」という)から「投資優遇措置証明書(IIC)」を取得することにより、投資優遇制度を利用することができる。

ある投資について投資優遇証明書を取得するためにこれら4つのゾーンで必要な最低投資金額は、最初の2つのゾーンについては1百万TL、残りの4つのゾーンについては50万TLである。投資優遇措置証明書(IIC)を取得した投資は、当局による評価対象となる。

適格とみなされた投資は、投資の区分により次の恩恵を受けることができる。

インセンティブ	関税免除	VAT免除	法人税率の軽減	社会保障費(雇用主負担)	土地の割当	支払利息の補助	従業員源泉税補助	社会保障費(従業員負担)	VAT還付
一般投資	✓	✓							
第1地域	✓	✓	✓	✓	✓				
第2地域	✓	✓	✓	✓	✓				
第3地域	✓	✓	✓	✓	✓	✓			
第4地域	✓	✓	✓	✓	✓	✓			
第5地域	✓	✓	✓	✓	✓	✓			
第6地域	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
大規模投資	✓	✓	✓	✓	✓	x	第6地域のみ	第6地域のみ	
戦略的投資	✓	✓	✓	✓	✓	✓	第6地域のみ	第6地域のみ	✓
優先投資	✓	✓	✓	✓	✓	✓	第6地域のみ	第6地域のみ	

x: 適用なし

2.3 優遇制度の適用

関税免除: 機械や設備に関する輸入関税の完全免除 (EU加盟国からの輸入はもともと免除)

VAT免除: 適格投資のための機械や設備の国内購入及び輸入に関わるVATの完全免除

法人税の軽減: 法定法人税率は20%である。地域別／セクター別投資、優先投資、大規模投資及び戦略的投資には、投資貢献率に達するまで、地域及び投資金額毎に、50%から90%の軽減割合による法人税の軽減を享受する権利を有する。

社会保険料(雇用主負担)の補助: 社会保険料(雇用主負担)については、投資の地域に応じて2年から10年の間補助される。ただし当該補助は、月額最低賃金に対する社会保険料を上限としている。さらに、補助総額は、実際の投資額の一定割合を上限としているため、投資計画毎に上限額の検証が必要となる。

社会保険料(従業員負担)の補助: 当該補助は、10年を上限として、第6地域のみが付与される。

土地の割当: 土地が、財務省からの49年間の使用权、もしくは地役権の付与の形で提供されることがある。

支払利息の補助: 投資資金としての借入に関する支払利息の一部、3%から7%の範囲内での補助である。第6地域の投資の場合、最大で900KTLまでの補助が与えられる。戦略的投資の場合、投資額の5%という上限まで(50百万TL)の補助が与えられる。

源泉所得税の補助: 当該補助は、第6地域の投資の場合に限り10年を上限として付与される。

VATの還付: 500百万TLを超える戦略的投資に対してのみ付与され、対象は建物及び建設費用のみである。

2.4 研究開発優遇制度

研究開発支援にかかる法律第5746号が2008年4月1日から施行された。法律に基づく基本的な制度はいかのとおりである

• 研究開発優遇制度

- 研究開発センターにおいて、50人以上の研究開発要員を雇用している会社は、研究開発及び技術革新費用の全額を課税所得から控除することができる。
- 研究者が500人を超える場合、新技術や知識の研究を行っている適格プロジェクトで発生した研究開発費の全額を課税所得から控除することができる。さらに、研究開発及び技術革新費用の対前年比増加分の半額を、追加で控除することができる。

課税所得の不足により該当年度に控除できない金額は、翌年以降の会計年度に繰り越すことができる。

• 所得税に関する優遇制度

特定の条件に基づき、研究者や支援要員の給与にかかる所得税は、以下の部分について2023年12月31日まで免除される。

- 博士号を持つ従業員に関しては90%免除
- その他の従業員については80%免除

• 社会保険料に関する優遇制度

研究者及び支援要員に関する社会保険料の雇用主負担分の50%を、5年間政府が負担する。当該優遇措置にかかる資金は財務省が提供する。

• 技術事業への資金助成

技術やイノベーションに焦点をあてた大学卒業生の事業アイデアに対し、無保証で100,000トルコ・リラを上限とする1回限りの資金援助が行われる。

• 印紙税の免除

法律第5746号の範囲に該当する研究開発及びイノベーション施設に関するすべての文書について、印紙税が免除される。

2.5 技術開発地域における優遇制度

- 技術開発区域で事業を行う納税者によるソフトウェア及び研究開発活動から生じた所得については、2023年12月31日まで所得税と法人税が免除される。
- これらの区域で雇用されている研究者、ソフトウェア・プログラマー、研究開発要員の賃金については、2023年12月31日まで所得税と印紙税が免除される。
- 研究開発及び支援要員に関する社会保険料の雇用主負担分の50%を、5年間政府が負担する。
- これらの区域で一貫生産され、システム管理、データ管理、ビジネス・アプリケーション、部門別、インターネット、モバイル及び軍事用コマンド制御アプリケーション・ソフトウェアの形態で提供される物品及びサービスの出荷については、2023年12月31日まで付加価値税が免除される

2.6 自由貿易区域における優遇制度

トルコは、自由貿易区域での優遇制度を提供することで、製造及び輸出活動の奨励、トルコへの外国資本及び技術の呼び込みの加速、国際貿易活動の発展を図っている。

以下の優遇制度が自由貿易区域の投資家に、トルコが完全にEUに加盟する年度末まで適用される。

- 自由貿易区域でライセンス保持者が製造した物品の販売による収入は、法人所得税を免除される。さらに、2004年2月6日より前に取得した有効なライセンスを持つライセンス保持者が稼得した収入についても、当該ライセンスの失効日まで法人所得税免除の恩恵を受けることができる。
- 法人所得税の免除は配当金には適用されない。自由貿易区域にある会社の配当には、個人株主(居住者または非居住者)や非居住法人に支払われる時点で標準税率15%の源泉徴収税が課せられる。
- 自由貿易区域で事業を行う納税者が年間生産高のFOB価値の85%以上を輸出している場合、当該納税者が従業員に支払う給与は所得税を免除される。なお、大臣諮問委員会はこの比率を50%まで引き下げる権限を有している。
- 自由貿易区域での事業に関する文書や取引については、印紙税や手数料が免除される
- 上記の優遇制度に加え、自由貿易区域での物品の引渡しやサービスの提供は、付加価値税法に基づき無期限に付加価値税を免除される

3 貿易及び関税

3.1 貿易規制

貿易活動を規制する主な関連法には、以下が含まれる• 関税法第4458号

- 関税法第4458号
- 輸入制度に関する布告
- 輸出制度に関する布告
- 輸入に関する不当競争防止法第3577号
- 貿易に関する規制第2976号
- 技術上の規制及び標準化制度に関する布告
- 自由貿易区域法第3218号
- 密輸対策法第5607号
- 付加価値税法第3065号
- 特別消費税法第4760号



3.2 関税制度及び関税取引の概要

トルコの関税法には、以下の8つの関税制度がある。

- 自由貿易のための開放制度
- 流通制度
- 保税倉庫制度
- 再輸出加工制度
- 関税管理に基づく加工制度
- 臨時許可制度
- 再輸入加工制度
- 輸出制度

有効な納税者番号を持つ既存企業は、輸出入を行うことができる。関税業者によって通関申告が提出された後、コンピュータ・システムがデータを評価し、取引ラインを指定する。基本的には、以下の4つのラインがある：

- レッドライン(物理的管理)
- イエローライン(書面管理)
- ブルーライン(繰延管理(簡易手続))
- グリーンライン(管理対象外)

物品、その原産地、及び制度によっては、輸入通関手続きのために次の書類を提出する必要がある。

請求書または見積請求書(確定請求書が通関時点で存在しない場合)、該当する場合はA.TR証明書、EUR.1またはEUR-MED、委託輸送及び／または保険請求書によっては、原産地証明書(該当する場合)、価値申告書、梱包明細書、検査・管理・監督証明書等(輸入に証明書が必要な場合)。

輸出通関手続きのために提出が必要な書類は、請求書、該当する場合はA.TR証明書、梱包明細書等である。なお、関税法第60条及び関税規則第114条では、通関申告に添付が必要な書類について、より詳細に規定している。関税、物品税、必要な証明書等の書類に関する仕様は、製品のHS番号(トルコでは12桁の番号が使用されている)に従い指定される。

3.3 トルコとEU

1963年のEUトルコ合意の後、トルコは貿易及び経済関係を促進するために、1995年にEUと関税同盟協定を締結した。トルコは1999年以来EUの加盟候補国であり、2005年から加盟交渉が開始されている。

EUとトルコは、広範にわたる貿易関係を有している。トルコの輸出入の両方においてEUは最大の取引相手であり、EUにとってトルコは輸入では7番目、輸出では5番目の取引相手国である。トルコからEUへの輸出の大半は、繊維、輸送機器、機械、機器及び農産物が占めている。EUからトルコへの輸出の主なものは、機械、輸送物質、化学製品である（欧州連合貿易2011年）。関税同盟は物品の自由貿易に基づいており、工業製品や農産加工品に優遇措置が適用されている（EUとトルコ間の関税同盟は、農産物、サービス、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の物品をカバーしていない）。

トルコとEUの関税同盟履行規則に関する審議会決定第2006/10895号により、物品が優遇措置を受けるためには、A.TR証明書（これは原産地証明書というよりも移動証明書である）と共に直接トルコに納入されなければならない。もし第三国経由で納入する必要がある場合、物品は当該国で税関の監視下に置かれ、トルコの関税当局に対し、当該物品が第三国でさらに加工されていないことが証明されなければならない。請求書及び関税申告書における物品の情報や品目はA.TR証明書上の情報と一致していなければならない（A.TR証明書は4ヶ月以内に関税局へ提出されなければならない、遡及的に発行されるか複製される場合は、証明書の摘要欄にその旨を記載しなければならない）。

その一方で、トルコは欧州自由貿易連合（EFTA）及びその他の国々と自由貿易協定（FTA）に署名しており、すでに韓国、エジプト、チリを含む18カ国とのFTAが発効している。

3.4 トルコの輸入制度

輸入制度は、トルコの国際的な権利義務とトルコの経済的必要性を反映している。輸入制度に関する布告は毎年作成され、12月31日までに官報で発表され、1月1日から施行される。輸入制度に関する布告は、国や国のグループごとに関税率を表示しており、製品は以下の6つのリストに分類される。● 農産物(リストI)

- 農産物(リストI)
- 工業製品(リストII)
- 農産加工品(III)
- 魚類と水産品(リスト:IV)
- 保留リスト(リスト:V)
- 関税の軽減が適用される民間航空機で使用される物品のリスト(リスト:VI)

3.5 関税評価

物品の関税価値は、従価関税率や物品税(付加価値税、特別消費税等)を適用するために決定される。トルコは、関税評価に関するWTO合意の規定を受け入れている。関税評価は、関税法第23条から31条により規定されている。同法のもとで決定される関税価値は、主に、物品に関して直接支払われた、または支払われる予定の価格に輸入関連費用に関する必要な調整を加えた輸入品の取引価値に基づいている。

3.6 アンチダンピング及び反助成の慣行

経済省は、トルコへ輸出している会社や国の不当な価格設定の慣行に関してダンピングと助成金調査を実施している。調査の結果に基づき、そのような慣行を実施している会社や国の物品に関してアンチダンピング関税や相殺関税が設定される場合がある。

3.7 財源使用税(RUSF)

輸入に関するRUSFは、その支払条件により適用対象となるかどうか左右される。RUSFは、関連規制で定められた支払条件を有する輸入取引に適用される。ただし、投資優遇証明書付きの輸入、再輸出加工または一時的輸入などの例外もある。1988年5月12日付の財源使用税の大臣諮問委員会布告第88/12944号の第3/d条によれば、引受信用状、信用状、支払と引き換えに物品を引渡す条件のもとで実施された輸入については、請求書の金額から計算される財源使用税の対象となる。信用取引による輸入に関する現行の財源使用税率は6%である。

3.8 認定経済事業者制度(AEO)

2013年1月、トルコは外国貿易の操作を容易にし、リードタイムとコストを最小限に抑える(AEO)プログラムを開始した。

AEO証明書は、信頼できるトルコの居住企業で、適切な文書化を行い、財政基盤が固く、安全を確保する手段を有した少なくとも3年は業務を行っている会社が可能である。AEOプログラムは、長期的には企業に優位性をもたらす。

4 会社法の要件

4.1 利用可能な会社形態

外国の会社は、駐在員事務所、支店または現地法人の設立という形でトルコに進出が可能である。

2012年7月1日に施行されたトルコ新商法はトルコの事業構造に大きな変更をもたらした。新商法に準拠して、現地法人および支店は法的に設立するためには商業登記簿への登記が必要となる。さらに、現地法人と支店の設立に際しては、管轄税務署への登録により税務番号を取得する必要がある。

4.2 株式会社と有限会社

トルコの商法のもとで最も一般的な子会社の形態は、株式会社 (Anonim Sirket, A.S.) と有限会社 (Limited Sirket, Ltd.) である。

以下の事業については、関連法令により、株式会社 (A.S.) とすることが義務付けられている

- 銀行及び保険業
- 再保険業
- 証券、不動産、合併投資会社
- 仲介機関 (証券会社)
- ファイナンスリース、ファクタリング、消費者金融
- 持株会社



4.3 有限会社 (LLC)

出資者数

有限会社は1人以上50人以下の出資者によって設立可能である。個人または法人、居住者または非居住者が出資者になることができる。

出資者の責任

有限会社の出資者は、第三者への債権に対しては出資額を限度として責任を負う。ただし、有限会社の出資者は、税金等の公共債権に対しては無限連帯責任を負う。当該無限責任は、税務当局が会社から税金を回収できない場合にのみ生じる。

定款

有限会社としての形態を持つ会社は、定款を作成しなければならない。定款には、商号、出資者、所在地、事業目的または会社の目的、資本金、各出資者の引受金額、マネージャーの氏名が記載される。会社の存続期間及び会社に関する公告方法も定款に記載される。会社設立後、株主総会の決議によって、定款変更は可能である。

経営

有限会社の最高機関は、出資者で構成される出資者総会である。出資者総会で任命された経営者または経営陣が会社の代表となり、経営を行う。最低限1名の株主が経営者として選任されなければならない。経営者はトルコまたは海外の居住者のいずれでもよく、また外国人でもトルコ人でもよい。経営者に付与される権限は、株主が自由に制限条項を決定できる(無制限もしくは制限付きのいずれも可)。出資者は、いくつかの法的手続きを要するものの、出資者総会決議を採択することで、経営者をいつでも交代させることができる。年次出資者総会を年1回開催する必要があるが、通常は財務諸表の株主承認のために開催される。

株主資本

有限会社の最低資本金は10,000TLである。しかしながら、大臣諮問委員会は最低資本金額を必要に応じて引き上げることが出来る。出資口数の配分は株主間で自由に合意することができる。

資本金額は最低額面25TLもしくはその整数倍の出資口に配分されることになる。

外国人投資家に関しては、以下の資産が資本として取り扱われる。

- 現現金
- 現物出資としての機械、機器、部品、工具及び物品
- 無形資産(特許、商標等)
- 対外投資により取得した利益、海外貸付金の元本及びその利息、その他の金融債権
- 天然資源採掘権及び製造権
- 他の会社の株式

有限会社は実証目的のために登記された持分証券を発行することが可能である。有限会社における持分譲渡は、出資者総会において過半数の出資者の賛同が必要である。出資持分の譲渡契約書は公証役場において認証を受ける必要があり、かつ、持分譲渡は管轄登記局において登記が必要である。

年次総会

有限会社の出資者総会は通常、年1回、決算日後3ヶ月以内に経営者または出資資本の10%以上を保有する出資者によって招集される。

総会の法律上の権利には、定款変更、経営者の選任、財務諸表の承認および利益処分の決定、出資口の譲渡、会社解散が含まれる。

会社の解散

有限会社は、以下の場合に解散することになる：

- 会社が破産した時
- 定款で規定された解散自由に該当したとき
- 出資者総会による解散決定
- 出資者の申請に基づく裁判所の決定
- 会社の目的達成が不可能となった場合、株式資本の3分の2を喪失した場合、定款で定められた解散に関するその他の事由が発生した場合など、関連法令で規定されたその他の検討事項が生じた場合

清算

別会社との合併、別の会社形態への転換、特殊法人への転換の場合を除き、会社は正式な清算手続きを経て解散する。

定款または出資者総会決議によって指定された管財人が不在の場合、会社の経営者が清算手続きを実施する。経営者は、管財人の名前を商業登記簿に登録し、1週間以内の間隔を空けて3回公表しなければならない。会社の債権者は、1年以内に申請し、各自の書類を提出しなければならない。

現地当局の監督のもとで執行される正式な清算手続きには12～18ヶ月を要し、当該期間中にすべての財務上の要件を満たさなければならない

4.4 株式会社 (JSC)

株主数

株式会社は最低1名の株主で設立することができる。個人または法人、居住者または非居住者のいずれもが株主になることができる。

株主の責任

株主の責任は、税務上および法律上、株式会社に出資した資本金に限定される。

定款

株式会社は定款を作成し、商号、株主、所在地、会社の事業範囲、資本金、各株主の引受金額、取締役会構成員を記載しなければならない。会社設立後に、株主総会決議をもって定款変更は可能である。

株主資本

株式会社の最低資本金は50,000TL、最低額面金額は1クルシュである。なお、授權資本制度を適用する会社の場合、最低資本金は100,000TLである。しかしながら、大臣諮問委員会は最低資本金額を必要に応じて引き上げることが出来る。

知的財産権およびバーチャルプラットフォームやメディア等を含む資産が現物出資の対象となりうる。その他の重要な設立手続としては、発起人は現金出資または現物出資のいずれの場合も、設立趣意書を発行することが挙げられる。

経営

株式会社には、取締役会および株主総会という2種類の統治機関がある。

取締役会は、定款で指定されるか総会で選任される1名以上の個人または事業体で構成される。

さらに、従前の取締役要件であった株主であることはもはや新商法では要請されていない。事業体が取締役となる場合には、当該事業体を代行する個人が選任され、当該個人も管轄商業登記簿に登録されることになる。

取締役会はまた、その全てのもしくは一部の権限を取締役に、もしくは社外から選任されたジェネラルマネジャーに委譲することが可能である。

株主によって構成される株主総会は、定時株主総会または臨時株主総会として招集される。詳細については、年次総会に関する後述の章を参照のこと。

株主総会

上述のとおり、株主で構成される株主総会は定時株主総会または臨時株主総会として招集される。

株主総会は、開催を要する政党な理由がある場合、取締役会、清算人、裁判所または最低10%以上の持分を有する少数株主(公開会社においては最低20%)により招集することができる。

株主総会は、少なくとも年次で会計年度終了後3ヶ月以内に開催される。定款で別途定められている場合を除き、総会は通常、株式会社の法律上の所在地で開催される。

定款に制限がない場合は、議決権は出資率に基づき計算される。株主は額面金額1クルシュの各出資持分につき1議決権を有する。株主総会の定足数は資本の1/4以上の持分を有する株主またはその代理人の出席である。第1回目の総会で定足数を満たさない場合は、2回目の総会では定足数は不要となる。決議は、株式資本の半分以上を占める単純な過半数により行われる。

解散

株式会社は以下の事由の1つに該当する場合、解散することができる：

- 定款で定められた期間の終了
- 会社の設立目的の達成またはその達成が不可能となった場合
- 定款で定められた解散に関するその他の事由の発生
- 会社の倒産
- 法が要請する会社機関の不在や株主総会が機能しない場合
- 1/10(公開会社の場合は1/20)以上の持分を有する株主からの要請

倒産以外の事由により解散する場合、取締役会はそれを商業登記簿に登録し、1週間以内の間隔を空けて3回公表しなければならない。会社の債権者は、1年以内に申請し、各自の書類を提出しなければならない。

清算

別会社との合併、有限会社への転換、特殊法人への転換の場合を除き、解散した会社は清算手続きを開始する。

定款または株主総会決議によって指定された管財人が不在の場合、取締役会が清算手続きを実施する。

取締役会は、管財人の名前を商業登記簿に登録し、1週間以内の間隔を空けて3回広告しなければならない。会社の債権者は1年以内に申請し、各自の文書を提出しなければならない。

現地当局の監督のもとで執行される正式な清算手続きには12～18ヶ月を要し、当該清算期間中にすべての財務上の要件を満たさなければならない。

4.5 その他の事業形態

駐在員事務所

経済省のインセンティブ管理局および外国投資部(FID)の許可に基づき、駐在員事務所を設立することができる。現行規制上、駐在員事務所はいかなる種類の商業活動に従事することはできない。言い換えると、駐在員事務所は事業を営んだり契約を締結することはできない。従って、例えば駐在員事務所は請求書を発行できないのである。

駐在員事務所の全ての(給与を含む)運営費用は、海外の親会社から送られる外貨で支払う必要がある。現行法の下では、従業員の国籍にかかわらず、駐在員事務所から受け取る給与には所得税は課税されない。

最新の法令によれば、駐在員事務所は最初の申請において、3年間の認可を取得できる。

支店

支店は親会社が発行する委任状に基づき、支店代表者によって代表される。支店代表者が外国人の場合、当該代表者は有効なトルコ滞在許可を保有する必要がある。

支店の運営については、支店代表者の変更や権限付与、資本の増枠等には親会社の決定を要することから、官僚的になりがちである。言い換えれば、支店は個別に株主総会を開催せず、会社事業に関する決議は本店の取締役会によって行われる。

支店は清算の対象となり、清算手続には最低12ヶ月を要し、当該清算期間中に税務上および会計上の要件を満たさなければならない。法人税に関しては、支店には法人と同様の税率が適用される。

4.6. 株式会社及び有限会社の一般的要件

単独株主会社

株式会社および有限会社は、単独株主会社として設立が可能である。さらに、すでに設立されており、複数株主が存在する会社は株主数を減少し単独株主会社化することが可能である。

設立日

発起人による公証人の面前での定款への署名を行った日が設立日とみなされる。商業登記簿への登記日が法人格の取得日となる。

発起人の宣誓書

株式会社や有限会社の設立時に、発起人は誠実性の原則や商法の趣旨に従う旨の宣誓書に署名することが要請される。

トルコの会社の商業登記及び会社の商号

商業登記は集中管理されており、電子情報の商業登記データベースは商工省及びトルコの商工及び商品取引組合により管理されている。

さらに、商法によれば、政府及び関連議会が共同で商業登記の誤りやそれに関連する補償についての責任を負っている。

会社設立手続きにおける活動開始の税務当局への申請に関連した改正がある。商法のもと、申請書類のコピーを関連税務当局に送付することが、商業登記を管轄する事務所の義務となった。従って、活動開始の税務当局への通知義務は完了したとみなされる。

商号に関しても、工業所有権のように、著作権法における名称と同等に保護される。

ウェブサイト

法定監査の対象となる会社は、商業登記への登記から3ヶ月以内にウェブサイトを構築し、会社が法的にウェブサイトに掲載することが必要な情報を掲載するために、当該サイトの一部を確保する必要がある。

会社の債務者となることの禁止

株主が会社の債務者となることが、一定の要件のもと認められる。

資本拠出予定額に期限到来済みの未払分がないことおよび準備金と利益の合計が過年度の損失に充当するに十分なことを条件として、株主が会社の債務者となることが認められる

株主総会

新商法においては、電子株主総会も認められる。オンラインでの株主総会に関する手続きは規則で決定される。株式会社の電子株主総会に関する公示は2012年8月28日になされた。

公示によれば、株式会社は電子総会を開催することが可能となった。

企業集団

商法によれば、企業集団の概念が初めて商法に導入された。共通の支配下の会社は企業集団の一部とみなされる。支配は、過半数の持分または過半数の議決権と定義される。また、経営への影響力や相互支配契約も支配権を構成するとみなされる

親会社には関連会社へ損失を与えるような支配権の乱用は許されない。さもなければ、関連会社の株主は親会社が与えた損失の補償を訴求することになる。関連会社においてそのような損失が発生している場合、親会社により当該損失は2014年7月1日までに補償されることになる。

スクイズアウト

親会社が直接または間接的に最低90%の株式及び議決権を有する場合でかつ、

- 少数株主が会社運営の妨げとなっている、または
- 誠実かつ公正な規則に反して行動し、または
- 会社に対して明確に問題をもたらし、または
- 無謀かつ不必要に行動するような場合

そのような場合、親会社は少数株主持分を強制取得することが可能である(スクイズアウト)。

外部監査人

商法において、法定機関としての監査役設置義務はない。法定監査の対象となる会社の範囲は、閣僚会議において決定される。法定監査は財務諸表の適正性に関して定款の定めや法令、トルコ会計基準に準拠しているかどうかの検証を含む。財務諸表および年次活動報告書(アニュアルレポート)は法定監査の対象となり、監査未了の場合は、当該財務諸表は無効となる。外部監査人は株主総会において選任され、グループ監査人は親会社の株主総会において選任される。新商法の適用に伴い、2013年1月以降、対象会社においては、外部監査人の選任が必要になる。

閣僚会議の決定以外にも、監査と会計に関する修正が行われています。株式会社は、閣僚会議の範囲外であっても、将来監査の対象になります。財務諸表および年次活動報告書(アニュアルレポート)は法定監査の対象となり、監査未了の場合は、当該財務諸表は無効となる。

法定監査の対象を拡大する以下の新たな改正は、有限会社に適用されません。

新商法における外部監査の要件

法定監査の対象を決定する大臣諮問委員会の法令が2014年3月14日に官報に公表され、2014年1月1日の時点で発効した。

法令によると、単独若しくは関係会社との合算で以下の要件を満たす場合、法定監査の対象となる。

総資産：最低75百万TL

売上高：最低150百万TL

従業員数：250名以上

2期連続で上記3要件のうち2つを満たす場合、当該会社は法定監査の対象となる。法定監査対象会社が翌会計年度において監査対象外となるには、2つの要件について上記の20%以内に収まる必要がある。

法令の付録リストに記載されている特定業種の会社もまた、上記一般要件に係わらず、法定監査の対象となる。特定業種には、エネルギー市場、電力市場、石油市場や保険、資本市場委員会やBRSAの管轄する業種等を含む。

新商法では、法定監査は国際会計基準に整合したトルコ会計基準に準拠した財務諸表に対してなされる。昨今、国際的な金融市場の発展と国際的な経済関係の強化により、透明性が高く、啓蒙的な監査報告書の必要性が高まっている。これを受けて、法定監査が導入されたのである。

F 法人に対する課税

新しい法人税法第5520号が、2006年6月21日に施行された。これに伴い、1949年6月3日に施行された従来の法人税法第5422号及びその附則と改訂は廃止された。

新法人税法は、現行の適用方法に関する重要な改定を行っており、また税法に新しい概念をもたらしている。新法人税法の施行によりトルコの法人税法には、特に「過少資本」や「移転価格」に関して、より明確で、客観的な整合性のとれた規定が盛り込まれ、国際的な基準に則したものとなった。

また法人税法第5520号は、「被支配外国法人」や「タックスヘイブン」等の新しい概念をトルコ税法に取り入れている。

5.1 法人所得税

課税対象企業

2006年6月21日施行の法人税法第5520号に基づく所得税の対象となるのは、以下の事業体である。

- (i) 株式資本を有する会社：
トルコ商法に基づき設立された株式を有する株式会社、有限会社、並びに有限会社及び類似の外国会社。資本市場委員会の規則及び監督の対象となるファンド及び類似のファンドも含まれる。
- (ii) 協同組合会社：
協同組合法第1163号に基づき設立された協同組合、特別法に基づき設立された協同組合、並びに類似の外国協同組合。



- (iii) 国営経済公社：上記(i)と(ii)以外の商業、工業、農業機関で、継続的に事業活動を行い、中央・地方政府、地方自治体、その他の公共団体によって所有されている、あるいは関連しているもの。
- (iv) 上記(i)と(ii)以外の商業、工業、農業機関で、外国政府、外国地方政府、機関によって所有されている、あるいは関連している機関も国営経済公社として扱われる。
- (v) 財団や協会によって所有されている経済公社：上記(i)と(ii)以外の商業、工業、農業機関で、継続的に事業活動を行い、財団や協会によって所有されているか、関連している機関は、財団や協会によって運営される経済公社である。組合は協会として取り扱われ、集会は財団として取り扱われる。
- (vi) 合併事業：合併事業は、法人税法の対象である事業体と個人との間で、共同責任のもとで利益の共有を目的として業務を行うために設立される。合併事業の法人税債務についてはパートナーに選択肢が認められるため、合併事業はパートナーシップとみなされる(パートナーが課税される)。ただし、パートナーが、合併事業を法人税法上は会社として取り扱う選択をした場合を除く。

国営経済公社及び財団や協会によって運営される経済公社は、a)法人格、b)独立した会計システム、c)株式資本、d)自身の事業拠点を有するかどうかにかかわらず、また営利目的であるかどうかにかかわらず、所得税の対象となる。

管轄

トルコに法律上または事業上の拠点を有する納税者は、その世界所得に関して課税される。法律上または事業上の拠点のいずれもトルコにない場合、会社は非居住者として取り扱われ、トルコ国内を源泉とする所得に対してのみ課税される。法律上の拠点は定款に記された場所であり、事業上の拠点は主に事業活動を行っている場所である。

課税所得

課税所得は、年度末の純資産とその前年度末の純資産の差額に、資本項目の消去と特別法定容認・否認項目を認識するための調整を行ったものと定義されている。

トルコの会社は、年次財務諸表に含まれる貸借対照表上(一般的に商業貸借対照表と呼ばれる)の収益を起点に課税所得を計算し、その後、税法で要求されている調整を行う。損金不算入費用が加算され、非課税所得と繰越欠損金が控除される。

財務諸表の作成にあたり、トルコの商法は、資産の評価や未払金、積立金及び負債の決定に関して、税法よりも広い範囲の自由裁量を認めている。

2004年1月1日より、(i)過去3年間(当年度を含む)の累積インフレ率が100%を超えており、(大臣諮問委員会は35%まで下げること、また法定の率まで上げることができる。)(ii)当年度のインフレ率が10%を超える場合、(大臣諮問委員会は25%まで上げること、また法定の率まで下げることができる。)(iii)課税所得の決定に際してインフレ会計を利用することが認められている。税法上のインフレ会計は、IAS第29号とほぼ同様の内容となっており、原則として非貨幣性項目(棚卸資産、固定資産、払込資本等)についてはインフレ調整が行われる。インフレ会計により生じる貨幣性損益は課税所得とみなされる。上記の条件は2005年度以降の年度には該当しなかったため、インフレ会計は2004年度にのみ適用されている。

インフレ会計の導入に伴い、固定資産の再評価及び棚卸資産の評価方法としてのLIFOの利用は2004年1月1日に廃止された。

5.2 損金算入が認められる費用

税法では最初に、事業収入を創出し維持するために発生した一般費用はすべて損金算入できると規定しており、次に、損金算入が認められるその他のすべての費用を記載している。損金算入が認められない費用も別途決定される。

- 親会社または姉妹会社から管理費用としてトルコの会社に計上される費用は、トルコの移転価格規制に準拠していることを条件に、損金算入が認められる（詳細についてはセクション7を参照のこと）。
- 不動産税、印紙税、登録税、行政費用など物品に課せられる税金は損金算入が認められる。
- 特許権、著作権、ノウハウ、商標の使用に関するロイヤルティ支払額は損金算入が認められる。
- 特定の貸倒引当金は以下の場合、損金算入が認められる。
 - (a) 売掛金に関する争議が裁判所で審議中
 - (b) 正式な公正証書または書面による支払請求の後も支払われていない様々な売掛金
 - (c) 銀行法及び関連規則で要求される不良債権に関する特別な引当金
- 接待費用は、その目的と接待相手の名前を記載した領収書が裏付資料として存在する場合、損金算入が認められる。
- 旅費（食事代及び宿泊費を含む）は、事業目的で発生したもので、事業の重要性に鑑みて合理的である場合は、損金算入が認められる。公務員の日当は、予算法により、毎年その給与水準に応じて決定される。同じ給与水準の公務員に支払われる金額を超えて雇用主から従業員に支払われた金額は、報酬として課税対象となる。ただし、第三者が発行した領収書に基づき、雇用主が食事代及び宿泊費の実費を支払う場合は、課税されない。
- 政府、地方自治体、村、公共利益団体、民法に基づき設立され政府から免税を容認された財団、及び科学研究開発に従事する組織への寄付金は、該当年度の課税所得の5%を上限として損金算入が認められる。
- 学校、健康施設、寮、保育所、介護施設、リハビリセンターに対する寄付として生じた建設費用、かかる施設の建設または既存の施設の維持を目的としたすべての寄付及び贈与
- 内閣が支援を決定した自然災害に関する内閣府経由の現金、または現物による寄付金の総額

- 関連法によって決定されたアマチュアスポーツ活動に関するスポンサー費用総額及びプロスポーツ活動に関するスポンサー費用の50%
- 従業員給与、会長、取締役及び監査人への報酬は損金算入が認められる。報酬は、手当、手数料、プレミアム、賞与の形式で支払うことができる。現物支給も損金算入することはできるが、給与とみなされ、給与として課税される。
- 金利費用：支払利息として、または資産計上された場合は減価償却費として損金算入が認められる。
輸出、トルコ国外で提供される建設及び保守サービス、並びに国際輸送に関して外貨で実現した総収入につき、0.5%を上限として裏付資料のない費用を損金算入することができる。
- 雇用主の組合へ支払われる手数料は、月次支払額が日次給与総額を超過しないことを条件として、損金算入することができる。
- ある会計年度に発生した損失は、法人税法上、将来の利益に対して5年間繰り越すことができる。繰り戻しはできない。

通常の研究開発費用の損金算入に加え、適格プロジェクトに関して発生した研究開発費用の全額を、特定の条件を満たすことを条件に課税利益から控除することができる。十分な課税所得がないために該当年度に控除できない金額は、研究開発活動に関する法律第5746号の範囲に該当することを条件として、翌年以降の会計年度に繰り越すことができる。

トルコのグリーンクレセントへの慈善寄付金

グリーンクレセント(薬物に関する情報を提供非営利非政府組織)への金銭による慈善寄付金は、税務申告で損金算入が可能である。現物による寄付はその年度の課税所得の5%を上限に損金算入が可能である。

ベンチャーキャピタルファンドの控除

ベンチャーキャピタルファンドとして配分された金額は、2013年1月1日から開始する年度の課税所得から控除できます。

控除の条件は、

- ベンチャーキャピタルに配分されたファンドの金額は申告所得の10%を超えず、ファンドの総額は資本金の20%を超えない。(両条件を満たす必要がある。)
- トルコで設立され、期末において資本市場委員会の規制監督をうける、ベンチャーキャピタル投資ファンドまたはパートナーシップへの投資
- 配分された金額はその年度の税務申告で別途記載する必要がある。

国外居住者の企業及個人にトルコから提供されるサービス

トルコの非居住者に提供され、トルコ外でのみその恩恵を受けるサービスから生じる利益は、課税所得から50%控除される可能性がある。十分な課税所得がない場合、控除できなかった部分は繰り越すことができない。営業利益がない場合には、控除はできない。

下記に記載されたサービスの例を参照ください。

- 建築、エンジニアリング、設計、ソフトウェア、医療報告、簿記、データ・ストレージサービスとコールセンター
- 関係省庁の許可及び監督の対象となる教育及び健康サービス

免除の恩恵を受けるためにはまた特定の条件がある。

5.3 損金算入が認められない費用

移転価格による擬似利益処分

納税者と関連当事者との間で行われる物品及びサービスの売買取引において、価格が独立第三者間取引の原則に基づいて設定されていない場合、当該取引から生じる利益は移転価格を通じて疑似的な方法で分配されたとみなされる。移転価格を通じた疑似的な利益分配は、法人所得税法上は損金算入が認められない（詳細については、セクション7を参照のこと）。

法定準備金

いかなる種類の準備金（トルコ商法、銀行法、会社に関する特別法、または定款に基づき計算されたすべての種類の準備金を含む）は損金算入することはできない。

費用の配分

トルコの非居住企業に代わって実施された売買に関連してトルコ国外の親会社または支店に支払われた利息や手数料等、及びトルコ国外の親会社や支店の費用や損失に充当するために配分された金額を損金算入することはできない。ただし、以下を除く。

- トルコにおける収入の創出及び継続に関係し、独立第三者間取引の原則に従い決定された費用配分方法に基づき配分された金額
- トルコの支店の監査及び監督に関連して外国から派遣された人物について発生した旅費

過少資本税制

過少資本とみなされた場合、関連当事者からの借入金に関する利息、為替差損及びその他の類似費用は、法人所得税法上は損金算入は認められない。

法人税法では、過少資本を検討する際の特定の負債と資本の比率を3対1に規定している。株主または株主の関係者からの直接的または間接的な借入金が、該当年度中に当該会社の株式資本の3倍を超過した場合、その超過部分は過少資本として取り扱われる。

貸付金を提供する株主（または関連当事者）が、銀行または該当する事業分野で一般的な業務を行っている金融機関とみなされる場合、当該株主から得た借入金の50%が負債資本比率の計算に考慮され、容認される負債資本比率は6対1となる。

ただし、関連するグループ企業のみ資金提供しているグループ内の金融機関から得た借入金の場合は、負債資本比率の計算の際に50%として考慮されない。

過少資本とみなされないローンには、以下のものが含まれる。

- 株主または株主の関係者による現金以外の保証が付された第三者からのローン
- 会社の子会社、株主または関係者が、銀行及び金融機関、または株式市場から取得し、同じ条件で会社へ全部または一部譲渡されたローン

為替差損益を除き、(3対1の負債資本比率を超過する)過少資本に関して支払われたまたは計算された利息及びその他の類似の費用は、過少資本要件に該当する会計年度の最終日現在で、株主へ分配された配当として取り扱われる。

金融費用の制限

2013年1月1日以降、株主資本を超える外部借入から生じる金融費用（支払利息、手数料）の一定割合は税務上、損金算入が認められない。大臣諮問委員会は、10%以内で一定割合を設定し、セクター毎に再設定する権限を有する。信用機関、金融機関やリース、ファクタリングを行う金融会社には当該規制は適用されない。

5.4 非課税所得

配当－国内投資利益に関する免除

居住者である法人納税者からトルコ企業、ベンチャーキャピタル投資ファンド、及びベンチャーキャピタル投資パートナーシップが受け取った配当は、受領会社側では課税対象とならない。非居住企業の場合でも、配当がトルコの恒久的施設または支店に帰属する場合は当該免除が適用される。別の居住企業の利益への参加権を有数創設者の株式やその他の償還株式から企業が受け取った配当は、法人課税の対象とはならない。当該免除はキャピタルゲインには適用されない。

配当－外国投資利益に関する免除

トルコ国外への投資により受け取る配当は、特定の条件を満たす場合、法人課税を免除される。主な条件には、(i)投資割合が10%以上、(ii)投資期間が1年以上、(iii)外国課税が15%以上、(iv)当該利益が発生した年度の法人税申告日までに利益がトルコへ移転されること、が含まれる。外国投資の株式処分によるキャピタルゲインはこの免除の対象外である。同じ条件のもとで、外国支店の利益もこの免除の対象となる。

外国投資／子会社の株式売却に関するキャピタルゲインに対する免除

法的及び事業拠点がトルコ国外にある企業への投資／子会社の株式（つまり外国子会社の株式）の売却により居住者である株式会社が得たキャピタルゲインは、以下の条件をすべて満たす場合、法人税が免除される

- 利益発生日まで1年以上の連続した期間にわたり、現金同等物以外のトルコ企業の総資産の75%以上を外国子会社の株式への投資が占めていること。
- トルコの株式会社がこれらの外国子会社の株式を10%以上保有していること。
- 外国子会社が株式会社または有限会社の形態をもつ法人であること。
- 外国子会社の株式は居住株式会社により、まる2年以上保有されていること。

外国の事業拠点および法定代理人を通じて得た利益に関する免除

外国の事業拠点または法定代理人を通じて企業が得た利益は、一定の条件を満たす場合、法人税を免除される。主な条件は、(i)該当国の税法のもとで、当該利益に15%以上の税金が課される、(ii)当該利益が発生した年度の法人税申告日までに、利益がトルコへ移転されることである。

輸出免税

トルコに事業拠点または恒久的代理人を置く非居住企業が、トルコ国内での販売ではなく、輸出目的でトルコで物品を購入して得た利益は、事業拠点または恒久的代理人に帰属する課税利益とはみなされない。

非課税所得

以下の所得は、法人税を免除される。

- (a) 株式会社が発行する株式の額面金額と販売価格との差額である新株発行プレミアム(Agio)
- (b) 建設、修理、保守、技術サービスによるオフショア所得
- (c) 有価証券投資ファンド及び会社によるポートフォリオ運用収入、不動産投資ファンド及び会社、ベンチャーキャピタル投資ファンド及び会社、年金ファンド、住宅金融ファンド及び資産金融ファンドの利益、並びにトルコに設立された取引市場での金や貴金属に基づくポートフォリオを有する投資ファンド及び会社が稼得したポートフォリオ運用収入。

ただし、年金ファンドの収入を除くこれらの収入は、新法人税法のもとでは分配の有無にかかわらず15%の源泉徴収税の対象となる。大臣諮問委員会は、この源泉徴収税率を0%に引き下げるか、20%まで引き上げる権限を持ち、また、ファンドや会社の種類、及びポートフォリオ資産の性質や配分に応じて、同じ範囲内で異なる税率を適用する権限を持っている。大臣諮問委員会法令2009年第14594号に基づく源泉徴収税率は以下のとおりである。

- 有価証券投資ファンド及び会社によるポートフォリオ運用利益:0%
- 住宅金融ファンドや資産金融ファンドの利益:0%
- 不動産投資ファンド及び会社の利益:0%
- ベンチャーキャピタル投資ファンド及び会社:0%

- (d) 不動産、参加株式、創設者株式、先買権、他社の償還株式の売却により生じたキャピタルゲインの75%。

主な要件は、(i)売却資産の保有期間が2年以上であること、(ii)免税は売却が行われた年度に適用され、キャピタルゲイン免税による恩恵額は、最低5年は特別準備金勘定に留保されること、(iii)売却した年の2年後の年末までに売上代金を回収すること、(iv)免税された金額を5年以内に別の勘定(払込済資本以外の)に振り替える、または会社から引き出すことはできず、また当該企業を清算することも5年間は認められない。

- (e) トルコの自由貿易圏及び技術開発地区で行われる事業活動に関する特別法に基づく免税期間も適用され(自由貿易圏での製造活動による所得はトルコがEUへ加盟するまでは法人税を免除されるが、この免除は受取配当金には適用されない)、またトルコ国際船舶登録局に登録された船舶の稼働による利益に関しても免税期間が適用される。教育やリハビリテーション・サービスの提供により生じた利益は、特定の条件を満たす場合、事業活動の開始から5年間は法人税を免除される。

投資優遇引当金

投資優遇引当金は、納税者が適格投資費用の一部を所得から控除できる制度であった。所得がない場合、繰越投資引当金は、利用可能な所得が生じるまで無期限に繰り越すことが可能であった。

投資優遇引当金に関する所得税法第19条は、2006年1月1日に廃止された。ただし、投資優遇引当金は、いくつかの例外を除き、一定の状況のもとで2008年末まで引き続き適用が認められることとなっていた。

2010年に行われた改訂で、法律第6009号第5条により、企業は繰越投資引当金を所得の25%を上限として利用することが認められた。最終的に、2012年2月に、憲法裁判所は現行制度の廃止を決定し、2012年2月18日付の官報における決定発表により、企業は投資優遇引当金の全額を利用可能となった。

5.5 法人に対する課税

法人税の計算

法人所得税率は20%である。

配当にかかる源泉税

配当が支払われる場合、会社は配当から源泉徴収しなければならない。源泉徴収税率は15%である。トルコの居住企業（すなわち、トルコの持株会社）または外国企業のトルコ支店に支払われる配当は、源泉徴収税の対象にはならない。会社が利益剰余金を用いて増資した場合は、配当の分配とはみなされず、配当に関する源泉徴収税は適用されない。

仮利益配当

トルコ商法に準拠して設立された有限会社および株式会社は、四半期毎の予納法人税申告時に仮利益配当を行うことが可能となった。

期中に仮利益配当を行うには、各四半期において利益が計上され、かつ株主総会決議が必要である。

予納時の仮利益配当が最終的な配当可能利益を超過する場合、超過部分は法定準備金（あれば）と相殺されることになる。また、法定準備金が相殺するに十分存在しない場合には、株主が会社に超過配当分を返還することになる。会社は更なる期末配当を実施する前に、仮利益配当分を期末利益から控除する必要がある。

支店の利益にかかる源泉所得税

非居住会社の支店の利益を本社へ送金する場合、源泉徴収税が課せられる。支店の課税所得から法人所得税を控除後の金額に15%の源泉徴収税率が適用される。

予納法人所得税 (ACIT)

商業利益または専門家利益を稼得し、年次法人所得税申告書の提出義務があるすべての居住及び非居住企業は、四半期利益実績に基づき20%の予納法人所得税申告書を提出しなければならない。

完成工事基準で課税される複数年にわたる建設工事については、予納法人所得税は要求されていない。

年度中に支払われた予納法人所得税は、年次法人所得税申告書で算出された最終的な税金に対して相殺される。予納額が確定税額を上回った場合は、その他の税金負債と相殺できるが、かかる負債がない場合は1年以内に申告することにより還付される。

税務申告および納税

一般的な会計年度末は12月31日である。事業の性質上、暦年が適切でない場合は、財務省から許可を得て異なる会計年度を選択することができる。

年次法人所得税申告書は、会計年度末の4ヶ月後の1日から25日の間に提出し、法人所得税（予納法人所得税及びその他の利用可能な税額控除を相殺後）は税務申告書が提出された月の末日までに支払わなければならない。

予納法人所得税の申告書は、各四半期末の2ヶ月後の14日までに提出し、同月の17日までに支払わなければならない。

配当に関する源泉徴収税は、株主への配当支払日の翌月の23日までに提出し、同月の26日に支払わなければならない。

被支配外国法人(CFC)

税務上の居住者である会社または個人に、直接的または間接的に、資本、配当または議決権の50%以上の個別または共同保有を通じて支配されている外国企業の利益、配当が分配されるかどうかにかかわらず、次の3つの条件のすべてに該当する場合には法人所得税の対象となる。

- 被支配外国法人の総収入の25%以上が、利息、配当、賃料、ライセンス料、有価証券売却益等の受動的所得で構成される場合
- 被支配外国法人の自国の商業収入に対する課税率が10%以下の場合
- 該当年度の被支配外国法人の総収入が100,000トルコ・リラ相当を超過する場合
該当年度内で最も高い保有率が「支配比率」として考慮される。

被支配外国法人が利益に関して配当を分配した場合、トルコですでに課税されている配当についてはトルコで追加の法人所得税が課せられることはない。ただし、トルコでまだ課税されていない利益の分配は法人税の対象となる。

被支配外国法人が関連する利益について外国で支払う税金は、当該利益についてトルコで算出される法人税と相殺される。

外国税額控除

トルコへ送金された利益に関して海外で支払われた税金は、トルコで算出された法人税額を上限として法人税から控除することができる。

出訴制限

税務申告書は、税金負債が発生した年から5年後の年末以降は、質問または追加の査定の対象とならない。当該期間は延長できない。ただし、行政または裁判上の手続きに要した時間は、この5年間には含まれない。

源泉徴収税

一般的に、トルコの課税制度で企業に適用される源泉徴収税の種類は以下のとおりである。

長期に渡る建設工事または補修工事

1年以上続く建設工事及び補修工事における出来高払については3%の源泉徴収税が課せられる。かかる建設工事は完成工事基準で課税され、出来高払に関して支払った源泉徴収税額は、工事終了後の最終税額から控除される。

● 非居住事業体への支払い

非居住企業に対する以下の支払いは、源泉徴収税の対象となる。

- 1暦年以上続く建設工事及び補修工事に関する出来高払：3%
- 専門家報酬：20%
- 賃貸料及びロイヤリティ：20%
- 配当及び利息：15%
- 著作権、特許権、商標に関する受取料金：20%

非居住者への支払いに関して適用される税率の詳細については、添付資料IVを参照のこと。

● タックスヘイブンに対する支払い

不公正な税金の競争の有無及び情報交換という観点から大臣諮問委員会が公表した国で設立されたまたは活動を行っている事業体（該当国の居住企業の事業拠点を含む）に対するすべての支払いについては、以下の事実に関係なく、大臣諮問委員会が新しい税率を決定するまで、30%の源泉徴収税が課せられる。

- かかる支払いが課税対象に含まれるかどうか
- 払いを受ける事業体が納税者であるかどうか

一方、大臣諮問委員会は、一定の限度内で上記の税率を変更する権限を有しており、支払の種類別、または個別の事業活動や業種ごとに異なる税率を設定することができる。

源泉徴収税は、外国の金融機関から取得した借入金の元本、利息及び配当金、並びに保険や再保険の支払いには課せられない。

上記の規制に基づく被支配外国法人（CFC）への支払に関する源泉徴収税は、トルコでの税務申告書に含まれる被支配外国法人の利益に関して算出された法人税額と相殺できる。

- **居住企業に対する支払い**

居住企業に対する以下の支払いは、源泉徴収税の対象である。

- すべての種類の債券及び手形に関する利息
- 2006年1月1日以降に発行された債券及び手形の売却、及び2006年1月1日以降に購入し、保有期間が1年未満のイスタンブール証券取引所 (ISE) に上場している株式の売却により得たキャピタルゲイン
- 銀行預金利息及びレポ取引にかかる収入

代替課税標準

トルコでの事業から生じた商業利益はないが、源泉徴収税を支払っている非居住企業は、総収入及び費用を記載し、純収入に関する納税額を算出した法人税申告書を提出することができる。算出された税額が源泉徴収で控除された税額を下回る場合は、税金の過払分について還付申告をすることができる。還付申告をしない場合、源泉徴収額は確定される。

新商法における外部監査の要件

法定監査の対象を決定する大臣諮問委員会の法令が2014年3月14日に官報に公表され、2014年1月1日の時点で発効した。

法令によると、単独若しくは関係会社との合算で以下の要件を満たす場合、法定監査の対象となる。

総資産：最低75百万TL
売上高：最低150百万TL
従業員数：250名以上

2期連続で上記3要件のうち2つを満たす場合、当該会社は法定監査の対象となる。法定監査対象会社が翌会計年度において監査対象外となるには、2つの要件について上記の20%以内に収まる必要がある

特定のセクターに属する企業は上述の要件と別に、法定監査の対象となります
エネルギー、電力、石油、保険、CMB、BRSAなどの規制産業です。

新商法によると、IFRSに準拠したTASによって監査は行われます。国際金融市場や、各国の経済関係が強まりに伴い、透明性の高い監査報告書の必要性が高まっており、法定監査はこのニーズに対応するため導入されました。

5.6 法人税の観点から見た法律第6111号(税金恩赦法)の効

トルコは法律第6111号(「税金恩赦法」として知られる)の制定により、2011年2月25日から広範囲にわたる税金の恩赦を導入した。税金恩赦法の適用期間は2011年に終了するが、トルコの事業体に対するその影響を考慮する必要がある。

特に、税金恩赦法は、納税者が自発的に課税標準を引き上げ税金を追加で支払った場合、2006年から2009年の課税年度に関する税務調査の免除を認めている。税金恩赦法の恩恵を受ける納税者は、当該年度に発生した繰越欠損金の未使用分の50%を喪失し、将来の利益に対して利用することはできなくなる(2010年度を含む)。

€ 移転価格税制

トルコでは、移転価格に関する規定は、法人税法第13条の「移転価格を通じた疑似利益分配」という項目に記載されている。2007年11月18日付の移転価格を通じた疑似利益分配に関する一般声明に、規定の導入に関する詳細が記されている。2008年4月22日に、移転価格に関する一般声明が補足資料として公表された。トルコにおける移転価格税制は、国際的企業や税務当局のためのOECDの移転価格ガイドラインに整合する形で導入されている。

納税者が関連当事者との間で行った物品及びサービスの売買取引において、価格が独立企業原則に基づき設定されていない場合、当該取引から生じる利益は移転価格を通じて疑似的な方法で分配されたとみなされる。このように移転価格を通じた疑似的な利益分配は、法人所得税法上は損金算入が認められない。

6.1 独立企業原則

独立企業原則は、関連当事者との間の物品またはサービスの売買における価格や金額を、非関連者や第三者との間で同じ取引が実施された場合に請求される価格や金額と同様に設定することと定義される。独立企業間価格や金額の設定方法としては、関連当事者との取引の価格や金額を設定するにあたり、以下の方法から最も適した方法を利用できると規定されている。



つまり、独立企業間価格や金額の決定において、納税者が利用可能な方法は条文に規定されており、納税者は関連当事者との取引の性質に最適な方法を1つ選択して、価格や金額を設定することとされている。

その方法とは、以下のとおりである。

- **独立価格比準法**：この方法では、納税者が適用する独立企業間の販売価格は、非関連者との比較可能な物品及びサービスの売買に関して提示された市場価格と比較して決定される。
- **原価基準法**：独立第三者間価格は、該当する物品及びサービスの原価に合理的な総利益率を加算して計算・決定される。
- **再販売価格基準法**：独立第三者間価格は、該当する物品またはサービスを非関連者に再販売する際に適用される価格から、合理的な総利益率を控除して計算・決定される。

上記の方法を用いて独立第三者間価格の算定ができない場合、納税者は以下のいずれかの方法を選択することが可能である。

- **利益分割法**：営業利益（損失）合計を関連当事者に対して機能及びリスクの割合に応じて配分することで第三者間公正取引価格を決定する方法
- **取引単位営業利益法**：納税者が関連当事者間取引から認識する費用、売上や資産等の適切な基準を元にした営業利益を検証することで第三者間公正取引価格を決定する方法

上記のいずれかの方法で適切な移転価格が設定できない場合、納税者は当該取引の性質をもっとも適切に反映するその他の方法を使用することができる。

関連当事者との間での物品またはサービスの売買に適用される価格や金額を設定する方法については、納税者の申請により財務省と事前に合意して決定することができる。

このような方法で決定された価格設定方法の条件と期間（3年以内）は、合意書に記載された内容で確定する。

移転価格を通じて全部または一部が疑似的な方法で分配されたとみなされた利益は、所得税及び法人税法の履行に従い、この条項に記載された条件を満たす会計年度の最終日現在で分配された配当として、あるいは非居住者である本社への送金として取り扱われる。その後、この取扱いに合わせて、それ以前に行われた課税について当事者に調整が行われる。この調整を行うためには、疑似的な方法で利益を分配した企業に関して査定された税金が確定され、支払われなければならない。

グループ内の取引については、移転価格を通じた疑似利益分配は、法人納税者の国内のグループ間取引でトレジャリー損失が発生した場合に適用される。トレジャリー損失は、独立企業原則に基づいていない価格または金額を原因とした、いずれかの税金に関する過少申告または申告の遅れと定義される。

6.2 文書化要件

政令及び一般声明第1号により、納税者は、移転価格フォーム及び年次移転価格報告書の2つの文書を作成しなければならない。

2014年には、トルコの資本市場委員会 (SPK) から発行された新しい指針は、上場会社の取引について追加的な情報を報告することを求めており、上場会社の移転価格の開示に影響を与える可能性がある。2014年1月3日付けの一般声明 (コーポレート・ガバナンス) では、コーポレート・ガバナンスを懸念し、上場会社にのコミュニケ)とは、一定の取引 (一般声明で決められた以上の価値がある取引) について取締役会の決定や説明資料の提出を求めている。

・ 移転価格フォーム

規則に従い、納税者は「移転価格、被支配外国法人及び過少資本フォーム」と呼ばれるフォームを作成し、会社の年次法人税申告書に添付して提出しなければならない。このフォームに、納税者は該当年度に発生したすべてのグループ間取引を記載し、グループ間取引に関する独立第三者間の性質をテストするために選択した移転価格方法を示さなければならない。このフォームには被支配外国法人及び過少資本の項目も含まれており、納税者はこれらの項目も記入しなければならない。

・年次移転価格報告書

法人納税者は、関連当事者間取引に関して年次移転価格報告書も作成しなければならない。大企業向け税務当局に登録される会社は、通常、売上高、納税額、資産規模に基づき決定されるイスタンブールにある大企業である。すべての銀行及び保険会社は、その場所や規模に関わらず、大企業向け税務当局の対象である。大企業向け税務当局に登録された企業以外の法人納税者は、関連当事者との国際間取引のみを記載した年次報告書を作成する義務がある。

- 会社の活動の説明、組織構造、関連当事者の定義（納税者番号、住所、電話番号等）及びこれらの当事者に関する所有権の情報
- 実行されたすべての機能及び存在するリスク
- 該当年度の製品の価格リスト
- 売上原価の詳細
- 該当年度における、関連当事者及び非関連者とのすべての取引に関する金額及び請求書の情報
- 関連当事者と締結したすべての契約
- 関連当事者の財務諸表
- グループ内の価格決定方針
- グループ間の会計基準及び方針における相違
- 無形資産の所有
- 会社が選択した移転価格の方法（比較分析、外部内部に関わらず選択した類似会社）
- 独立企業間価格決定に用いた計算及び仮定
- 独立企業間価格の範囲の決定に用いた計算

関連当事者との海外での取引がない法人納税者、及び個人の納税者は年次移転価格報告書を作成する必要はないが、上記一般声明に記載された移転価格文書は、税務当局の要請があった場合には提出しなければならない。

政令および一般声明では、当該文書を税務申告書の提出日である暦年の4月25日までに作成することが求められており、税務当局の要請があった場合には提出しなければならない、とされている。

政令および一般声明では、移転価格文書が外国語で作成されている場合、トルコ語の翻訳も税務当局へ提出するよう求めている。

6.3 事前確認制度 (APA)

納税者は関連当事者間取引に適用する移転価格について、財務省とその設定方法について事前合意することができる。財務省と合意された移転価格の決定方法は最大3年間適用可能となる。

合意書が1つの税務当局と1納税者との間で交わされる場合、ユニラテラルAPAと呼ばれる。移転価格は他国に存在する関連企業にも影響するため、二国間または多国間のAPAもある。そのため、現地の法規制が税務当局及び納税者に対する指針を規定している場合を除き、該当する二国間租税条約の双方合意手続きが、二国間または多国間APAの締結に適用される。

トルコで新しい移転価格規則が導入されて以降(2007年1月1日に施行)、トルコの納税者は申請により、外国の関連当事者(非居住者である関連当事者)との間の取引に適用する手数料及び価格の設定方法の決定に関して、財務省歳入局とAPAを締結することができる。

2011年7月15日付および2012年12月26日付のトルコ歳入局(TRA)のプレスリリースによると、3件の「ユニラテラルAPA」が、トルコ歳入局と納税者との間で締結され署名されており、その数は最近増えているとのことである。

APAの適用の主たる目的は、納税者が関連当事者との取引に適用する移転価格について、税金に関する紛争や論議を回避することである。トルコ歳入局との合意書の締結により、納税者は、予見可能な税務リスクから身を守ることができる。

トルコで最初となる3件のAPAが締結されたことにより、今後ますますユニラテラルAPAの適用が増え、将来における二国間及び多国間APAの締結への布石となることが予想される。

7 間接税

7.1 付加価値税

課税対象取引

付加価値税 (VAT) は、以下の取引に適用される。

- 納税者によるトルコ国内での商業、工業、農業、または個人の専門的活動における物品及びサービスの提供
- トルコへ輸入された物品及びサービス
- 法律で特別に定められたその他の活動により生じる納入及びサービス

納税者

納税者は、トルコでVATの納税義務を負う個人または法人である。トルコに固定の事業拠点を持つ、あるいは商業または専門的活動を定期的に行う事業体は、トルコで登録しなければならない。VATの登録は、法人税法上の事業登録が行われたときに、税務当局により自動的に行われる。

グループ登録: トルコのVAT法では、VATのグループ納税は認められていない。緊密な関係にある法人も、VATに関しては個別に登録しなければならない。

非設立事業: トルコに設立されていない事業がVATに関してのみ登録することはできない。

トルコの納税者がトルコに固定の拠点のない事業体からサービスを受けた場合、VATはリバースチャージ制度を利用して会計処理される。



リバースチャージ制度：リバースチャージは、トルコのVATの対象となる物品またはサービスの供給がトルコに居住していない、あるいはトルコに恒久的施設または本社を持たない人物によって行われた場合に適用される。これは、サービスの提供を受けた者がVATを会計処理するための自己査定方法の一種である。

リバースチャージは、トルコに固定の事業拠点を持たない非居住者が行った、以下のサービスに適用される。

- エンジニアリング、コンサルティング、データ処理、情報提供等の独立した専門家によるサービス
- 著作権、特許権、ライセンス、商標、ノウハウ、及び類似の権利の譲渡
- 輸入手数料
- 銀行及び金融機関以外の外国企業へ行われた利息の支払い
- 賃貸料
- あらゆる性質の信号、文書、映像、音声または情報を、有線、無線、光学またはその他の電磁気システムを使って送信、発射、受信する容量を使用する権利の譲渡または割当
- このリストに記載されたもの以外で、トルコで利用されているその他のサービス

VATの税率

トルコでは、以下のVAT税率が適用されている。

- 標準税率：18%
- 軽減税率：1%及び8%

VATの標準税率は、特別な措置により軽減税率または免除が適用されるものを除き、すべての物品及びサービスの供給に適用される。

1%の軽減税率が適用される物品及びサービスの例

- 新聞及び雑誌
- 一部の食料品及び飲料
- 中古乗用車
- ファイナンス・リース・サービス(特定の条件に基づく)

8%の軽減税率が適用される物品及びサービスの例

- 一部の食料品及び飲料
- 書籍
- 薬品及び医療製品
- 建設機器
- 既製服、衣料品、繊維製品
- 映画、劇場、オペラの入場料

VATの免除

非課税は2つのグループに分類される。「全額免税」が認められる物品及びサービスの提供については、VATの課税が免除され、仕入に係るVATの回収または還付も可能である(仕入控除付免税)。

「部分免税」が認められる物品及びサービスの提供については、VATは課せられないが、仕入に係るVATの控除は認められない。

仕入控除付全額免税が認められる物品およびサービスの提供の例

- 物品及びサービスの輸出
- 海上・空路輸送のために港湾及び空港で提供されるサービス
- 油田開発の従事者への供給
- 投資証明書保有者への物品の供給
- 防衛産業局に対する売上
- 互惠主義に基づく外交官または外交組織に対する売上
- 国際輸送

部分免税が認められる物品およびサービスの提供の例：

- 個人による不動産の賃貸
- 金融取引
- 特定の文化団体への供給
- 特定の政府組織による(に対する)供給
- 農業用水
- 未加工の金、外貨、株式及び債券、印紙、金属スクラップ、プラスチック等の供給

- 保税倉庫または臨時保管場所で実施される保管サービス
- 自由貿易区域（フリートレードゾーン）での物品の納入またはサービスの実施

資産譲渡および役務提供の時期

資産の譲渡は物品が納入された時点、役務の提供については役務が提供された時点が供給の時点とみなされる。ただし、供給時点より前に供給業者が請求書を発行する場合、請求書に記載された供給についてのみVATが課税される。前払金や手付金は課税取引とはならない。

輸入品の供給時点は、輸入日、または物品が関税免除制度の対象外となった日のいずれかとなる。

課税標準

一般的に取引の課税標準は受け取った対価の価値合計で、VATは含まれない。VAT法では、課税標準を納入及びサービスに関する課税標準、輸入に関する課税標準、国際輸送に関する課税標準、及び特殊な課税標準の4つに分類している。

対価が存在しない場合、もしくは対価が不明または金銭以外の形態の場合、課税標準は市場価値となる。市場価値は類似の物品及びサービスに対して市場で支払われる平均価格であり、税務手続法を参照して決定される。

インプットVATの回収

課税対象者は、事業目的で受け取った物品及びサービスに課せられ、課税または全額免除取引に関連する仕入VATを回収することができる。

インプットVATは、トルコで供給される物品及びサービスに課せられるVAT、物品の輸入に関して支払われるVAT、リバースチャージ・サービスにおいて自己査定するVATを含む。

インプットVATの回収には、有効な請求書または通関書類の添付が必要である。

控除する権利は、購買文書が受領者の帳簿に計上された課税年度に行使することができるが、課税対象取引が発生した暦年内に限られる。

7.2. 特別消費税

特別消費税は物品税であり、様々な物品の輸入、製造、及び最初の取得に関して課せられる。

特別消費税は、間接税制度を統一するために、16の異なる間接税と基金を廃止して2002年8月に導入された。納入ごとに課せられるVATとは異なり、特別消費税は1回だけ課せられる。特別消費税の対象は4つの製品グループに分類され、それぞれ異なる税率が適用される。

課税範囲

特別消費税法に添付されたリストに記載された物品が課税対象である。

特別消費税の対象は4つの製品グループに分類され、異なる税率が適用される。

- リストI：石油製品、天然ガス、潤滑油、溶剤及び溶剤派生品に関するもの
- リストII：乗用車及びその他の車両、二輪車、航空機、ヘリコプター、ヨットに関するもの
- リストIII：たばこ及びたばこ製品、アルコール飲料、コーラに関するもの
- リストIV：高級品（耐久白物家電、携帯電話、ダイヤモンド等）に関するもの

特別消費税の納税者

納税者はリストによって異なる。

リストI：石油製品の製造業者及び輸入業者

リストII：自動車の販売業者、使用目的で輸入した者、オークションで売却した者

リストIII：たばこ、アルコール飲料及びコーラの製造業者、輸入業者、またはオークションで売却した者

リストIV：高級品の製造業者、輸入業者、またはオークションで売却した者

個人所得税

所得税の性質は統一されている。所得の源泉は以下の7つのカテゴリーで定義される。事業所得、農業所得、給与所得、専門所得、賃貸収入、利息及び配当、並びにその他の所得である。

「その他の所得」のカテゴリーは、最初の6つのカテゴリーに含まれない所得であり、主としてキャピタルゲインや偶発的な取引による所得である。

課税上の地位には、居住納税者及び非居住納税者の2種類がある。居住者はその世界所得について課税されるが、非居住者はトルコ源泉所得のみに課税される。

外国で働いているトルコ国民は、トルコに本社を置く会社またはトルコ政府によって雇用されている場合でも、トルコ国外で稼得し課税される所得に関してトルコでの課税対象とならない。

1暦年のうちトルコでの継続滞在期間が6ヶ月間未満で、主な生活拠点がトルコではない外国人、もしくはトルコに6ヶ月以上滞在しているが特定の仕事のために一時的にトルコに滞在している外国人（例：ビジネスマン、専門家、新聞やラジオの特派員）は非居住者とみなされ、非居住者として課税される。



8.1 課税所得

総所得

課税総所得には以下の源泉から受け取った金額が含まれる。

- 商業活動による所得
- 農業による所得
- 専門サービスによる所得
- 雇用による所得（賃金及び給与）
- 資本投資による所得（利息及び配当）
- 不動産及び権利（賃貸収入）による所得
- その他の収入及び利益（キャピタルゲイン等）

一部の例外を除いて、上記のカテゴリーの所得（または損失）は合算される。

不算入及び非課税

個人が受け取った特定の金額は、税務上申告する必要がない。以下のものは非課税の対象とされている。

- 年間3,300トルコ・リラを上限とする賃貸収入
- 居住者である単一の雇用主からの給与で構成され、すべての支払いについて源泉徴収されている給与所得
- 源泉徴収の対象となっている利息収入
- 居住企業から居住納税者が受け取った配当収入の半額
- 作家、彫刻家、画家、作曲家等及び彼らの遺族の、著作権や特許権からの収入
- 年金及びその他の社会保障給付金（一定の上限あり）
- 業務目的で従業員が負担した旅費の、雇用主からの払戻し
- 外国企業の駐在員・連絡事務所が支払う外貨建ての給与
- 退職金及び解雇手当（2014年上半期の上限は3,438.22トルコ・リラ）
- 2年以上保有していたトルコ企業の株式の売却によるキャピタルゲイン
- 個人が5年以上留保していた不動産の売却によるキャピタルゲイン

控除

トルコの所得税法は、各カテゴリーの所得について様々な控除を規定している。重要な控除は以下のとおりである。

- 企業に認められる事業費用控除は、個人に関しても、当該個人の事業所得に係する費用については認められる。
- 法定年金拠出金と社会保険料

以下の給付は、従業員側では課税対象にならない：

- 納税者及びその家族の死亡、疾病、障害、出産、教育に関して支払った保険料は課税給与から控除できる。ただし、保険会社がトルコで設立されており、月次の保険料が法律で定められた金額を超過していないこと。
- 職場で食事が支給される場合、雇用主が支払った全額が非課税となる。そうでない場合は、特定の金額のみが非課税となる。
- 雇用主が提供する輸送手段
- 鉱山、工場、及び特別法により従業員に宿泊施設を提供することが義務付けられている場所で働く従業員に対して、雇用主が提供する宿泊施設（雇用主が保有し、100平方メートル以下であること）。
- 子供手当（子供2人までにつき政府職員が受け取る金額を上限とする）
- 死亡、障害、病気、失業に関する補償及び支援金の支払い
- 結婚及び出産に関して従業員に支払われる支援金（給与2ヶ月分を上限とする）
 - 政府、地方自治体、村、公益団体、民法に基づく財団への寄付金は、課税所得の5%を上限とする。
 - 生命保険、疾病、障害、育児等に関してトルコで設立された保険会社に支払われる保険料は、生命保険についてはその50%、それ以外は100%が、申告所得の15%まで、かつ家族の各メンバーにつき最低賃金・給与を上限とし控除可能である。この控除は非居住者には適用されない。
 - 教育及び健康に関する年間費用は、年次税務申告書で申告した所得の10%を上限として控除可能である。

- 2007年1月1日から、最低生活水準手当が施行された。所得税率表の最初の税率区分に適用される税率(15%)を、最低賃金の年間総額(16歳以上で、工業分野で働いている従業員については、賃金を稼得した暦年の初めに有効な金額)に乘じ、納税者については50%、無職または所得のない配偶者については10%、子供2人までについては7.5%、3人目以降の子供についてはそれぞれ5%の合計係数を乘じて計算した金額が税額控除される。
- 賃貸収入がある人は不動産に関する費用を項目別に控除するか、総賃貸費用の25%を一括して控除できる。
- 課税対象となるキャピタルゲインの計算では、保有期間中のインフレ率が10%超である場合、キャピタルゲインが生じることになった売却資産の原価をインフレ調整することができる。非居住者は、トルコの有価証券売却による課税利益を計算する際に、為替差益を控除することが認められる。

8.2 所得税率

2014年度に適用される所得税率は以下のとおりである。

所得金額 (TL) (給与所得以外)	税率(%)	所得金額(TL) (給与所得)	税率(%)
10.700まで	15	11,000まで	15
10.701~26.000	20	11.001~27.000	20
26.001~60.000	27	27.001~97.000	27
60.001以上	35	97.001以上	35

税額控除

税金の計算後、納税予定額から以下を控除することができる。

- 特定の所得に関する源泉徴収税額
- 主たる課税権がトルコにあり、特定の条件を満たす場合、外国所得に適用されるトルコの税額を上限とする外国所得税

配当に関する税額控除

居住納税者は、居住企業から受け取った配当総額の半分を課税所得に含めなければならない。ただし、配当に課せられた源泉徴収税を申告書で算出した税額から全額控除することができる。

税務申告書、提出、納税

税務申告書は、翌年の3月25日までに提出しなければならない。所得税は、3月と7月の2回に均等分割して支払われる。

非居住者は、免除対象になっているものを除き、トルコで回収または実現したすべての所得につき課税される。非居住者に対する一般的な申告要件と課税システムは、以下のとおりである。

- 商業及び農業活動による収入は税務申告書に含めなければならない。
- 給与、サービス収入、権利の売却代金、利息、賃料及び配当は源泉徴収税の対象である。追加の申告は必要ない。
- 不動産売却代金及び源泉徴収税の対象となっていない動産収入については、個別に申告しなければならない。

9 労働法

9.1 労働法制

トルコの労働法実務は、大きく分けて労働法の「公的」及び「私的」という、主に2つの根拠に基づいている。1982年トルコ憲法が最も優先順位の高い根拠であり、その他の分野の規制に優先するものと位置付けられている。現在、トルコの労働法規制は、以下の法律で構成されている。

労働法、船員労働法、出版関連の労働・管理に関する法律、労働組合法、団体労働協約、ストライキ及びロックアウトに関する法律、社会保険及び失業保険法、労働裁判所法、祭日及び一般休暇に関する法律、週末休日法、雇用サービス法、労働事務所法、徒弟、職人及び親方に関する法律、公務員の労働組合に関する法律、外国人従業員の雇用に関する法律。

1週間の労働時間及び休暇

通常、1週間の労働時間は最大で45時間である。総労働時間は労働日の間で自由に分割できるが、1日の労働時間が11時間を超過することはできない。

週末休日法(第394号)により、1週間に1日休暇を取ることが義務付けられている。従業員は7日間の労働期間において、最低24時間の休日を取得する権利を有する。ただし、許可を得て週7日間営業を行うことが可能である。

例えば、大手百貨店では週末の休日なしに、営業することができる。



祭日及び一般休暇に関する法律に基づく公式な休日は以下のとおりである。

- 1月1日、新年
- 4月23日、独立記念日及び子供の日(1日)
- 5月1日、労働及び統一の日
- 5月19日、若者及びスポーツの日(1日)
- 8月30日、勝利の日(1日)
- 10月29日、共和国の日(10月28日13:00pmから10月29日まで)
- ラマダンの休日、日にちは変わるが、宗教の日の前日の13:00pmに始まる(3.5日)
- 供物の休日、日にちは変わるが、宗教の日の前日の13:00pmに始まる(4.5日)

残業

残業は、週45時間を超過する労働時間として定義される。残業日は、年間270時間を超過してはならない。残業の時給は通常の時給の5割増しとなる。週末または祭日に残業する場合、従業員は追加で丸一日分の賃金を得る権利がある。残業には、労働者の同意が必要である。

有給休暇

試用期間を含め入社した日から1年以上経過した労働者は、年次有給休暇を取得する権利を有する。法定年次休暇の期間は、以下のとおりである。

- 雇用期間が1年から5年の場合は年14日
- 雇用期間が5年以上15年未満の場合は年20日
- 雇用期間が15年以上の場合は年26日

雇用契約

仕事の性質上、最長で30日間継続するものは一時的な仕事と呼ばれ、それ以上の期間継続するものは永続的な仕事と呼ばれる。一時的な仕事には、労働法の規定の多くが適用されない。

1年以上の期間を対象とする雇用契約は、書面で締結されなければならない。契約書を公証人事務所で作成する必要はなく、労働契約はすべての税金、手数料等が免除されている。

ただし、公証人が契約書を証明する場合は手数料を支払わなければならない。契約が書面になっていない場合（1年未満の仕事）、雇用主は仕事に関する一般的条件と特別条件を明記した署名入りの文書を労働者に渡すことを義務付けられている。

オンコールベースの仕事

「オンコールベース」の仕事は新しく定義されたパートタイム雇用契約で、当該契約に基づき、雇用主は必要と思われる特定の仕事を従業員に依頼し、当該契約の条件はパートタイム雇用契約として作成される。労働時間は、雇用契約に別途記載がある場合を除き、週20時間で1日最低4時間とされる。「コール（呼び出し）」は、仕事の開始日の4日前までに行わなければならない。

補足業務

強制的な理由で業務が停止した場合、または従業員が公式及び一般休暇の前後に休暇を取得した、あるいは労働時間が通常の労働時間より短かった場合、もしくは従業員の希望により休暇権が当該従業員に付与された場合、雇用主は2ヶ月以内に補足業務を要請する権利を有する。補足業務は1日3時間を超過したり、最大労働時間を超過して行うことはできない。

契約の終了

期限付きの雇用契約が契約で規定された日に終了した場合、いずれの当事者にも追加の財務的な責任は発生しない。無期限の終身雇用契約の場合、契約解除に関する事項及びこの解除から生じる権利は以下のように要約される。

通知手当

無期限の終身雇用契約を解除する前に、他方の当事者に通知しなければならない。雇用契約解除は、以下の時点で成立したとみなされる。

- * 雇用期間が0～6ヶ月の場合、通知日から2週間後
- * 雇用期間が6ヶ月～1.5年の場合、通知日から4週間後
- * 雇用期間が1.5年～3年の場合、通知日から6週間後
- * 雇用期間が3年超の場合、通知日から8週間後

通知期間と呼ばれるこれらの期間は、契約を通して延長することはできるが、短縮することはできない。

雇用主は、通知期間分に相当する給与を従業員に事前に支払うことにより雇用契約を解約することができる。従業員が労働組合への参加または提訴を理由に解雇された場合、上記の3倍の賃金が支払われる。

退職金

無期限の永続的雇用契約が以下の理由により解約された場合、労働者へ退職金を支払う義務が発生する。

- * 労働法第25条-II (従業員の非倫理的な行動)で規定された理由以外の理由で雇用主により解約された場合。
- * 労働法第24条に従い、労働者により解約された場合。
- * 兵役義務のために解約する場合。
- * 女性が結婚日から1年以内に自らの意思でサービス契約を終了させた場合。
- * 従業員の死亡による契約の終了。

退職金は、最終賃金及び当該雇用主のもとで働いた勤続年数に従い査定される。当該支払額は、勤続年数の1年につき最低30日分の賃金に退職日または契約終了日において有効な支払率(最大額は政府により発表される)を用いて計算される。退職金の基準となる賃金の計算において、過去1年間に様々な名目で労働者に付与された賃金以外の手当及び労働契約に基づき権利が発生し、金銭的な価値が測定可能なすべての特典が考慮される。

現在、雇用各年につき支払われる退職金の最高額は、3,438.22TL(2014年1月1日から2014年6月30日の期間)である。

集団解雇

職場からの労働者の集団解雇は、トルコの労働法(第4857号)第29条に定義されている。したがって、1ヶ月間に解雇される労働者数が以下の範囲に該当する場合、それは「集団解雇」とみなされ、特別な規定の対象となる。

- * 20人から100人、少なくとも10人
- * 101人から300人、労働者の10%以上
- * 301人以上、少なくとも30人

上記の場合、雇用主は解雇日から1ヶ月以内に関連労働局へ解雇された労働者の氏名及び資格並びに解雇理由を通知し、労働者が新しい職を得られるようにしなければならない。

さらに、労働者が通知期間を経て解雇された場合、または労働者が1週間以上雇用されていた職場での仕事の中止を余儀なくされる不可抗力の発生によりサービス契約を解約した場合、解雇日または退職日から6ヶ月以内は同じ仕事に関して別の労働者を雇用することはできない。

当該期間中に同じ種類の仕事に関して労働者を再雇用しようとする雇用主は、適切な方法を用いて状況を公表し、旧従業員たちに公証人を通じて事実を通知する。労働者が15日以内に職場へ申請しない場合、この権利は失効する。

9.2 人件費

賃金規制

支払うことができる賃金に関する上限はないが、賃金は最低賃金を下回ることはできない。賃金に関する最低条件は労働法に明記されている。ただし、法律で規定された制約は労働者に有利なものへと変更することが可能である。農業及び産業分野で支払われるべき最低賃金は、政府、労働者、雇用主の代表が2年ごとに決定している。最近では、最低賃金は2年間の期限が終了する前に決定されている。

2014年1月1日から2014年6月30日までの期間及び2014年7月1日から2014年12月31日までの期間に適用される月次最低賃金は、それぞれ総額で1,071TL及び1,134TLと決定されている。この最低水準を下回る賃金で労働者を雇用することは禁止されている。雇用主は、年次休暇を取得する労働者に対して、休暇期間中の賃金を休暇前に支払うか、前払いすることが義務付けられている。週末の休日、祭日及び一般休日が年次有給休暇と重なった場合、賃金は別々に支払われる。

賞与及びその他の追加の支払い

これに関する法的な義務はなく、すべて当事者間で決定される。月次給与または賞与として特定の金額が支払われる場合、税務上の特典はない。

9.3 社会保険 ー健康保険

社会保険

すべての労働者及び職員は、業務開始日から保険に加入しているとみなされる。業務を開始する前に、会社は雇用主として担当の労働局に登録されていなければならない。また会社と各従業員を担当の社会保険局に登録しなければならない。会社は、その後雇用した従業員については、雇用から1ヶ月以内に登録しなければならない。

社会保険は、労働災害、職業病、疾病、出産、障害、死亡を対象とする。

労働者が職場または別の場所で業務に関連して労働災害に遭った場合や職業病にかかった場合、当該労働者は治療のための補助金を受け取り、働くことができない期間について賃金を受け取り、必要に応じて人工的な装置及び器具を提供される。

この保険は、労働災害や職業病以外の一般的な疾病、事故、障害に適用される。この保険に基づき、医者、入院、投薬、治療により、労働者の検査を支援する。

労働者の配偶者、子供、両親も疾病保険による恩恵を受ける。

保険加入者に対する病院での治療は、そのために設立された社会保険病院で実施される。

出産保険は、保険加入者である女性及び保険加入者である男性の配偶者の妊娠及び出産時に、特定かつ必要な支援を提供する。

社会保険料

社会保険料は、給与や賃金を稼得しているすべての人に支払義務がある。

社会保険料は月次賃金に基づき算出され、労働者と雇用主が共同で、以下の料率で支払う。

分類	従業員負担(%)	雇用主負担(%)	合計(%)
労働災害や職業病を含む短期の社会保険（仕事によって異なる）	-	1-6,5	1-6,5
障害、老齢、死亡	9	11	20
一般健康保険	5	7.5	12.5
合計%（最低）	14	19.5	33.5
合計%（最大）	14	25	39
失業保険	1	2	3

上記の料率は、月次の給与、賃金、賞与総額（2014年1月1日から2014年6月30日までの期間及び2014年7月1日から2014年12月31日までの期間における現在の上限は、それぞれ6,961.50TL及び7,371.00TLである）に対して適用される。

保険料は毎月、労働者が雇用されている地域の担当の社会保険局に翌月の30日までに支払われる。

雇用主が賃金の源泉徴収税を計算する際に、従業員の拠出額（例：15%）は源泉徴収税の課税標準から控除される。

健康保険

前述のとおり、社会保険には健康保険も含まれる。また、社会保険は強制的に加入が義務付けられている。個人や企業は、民間の健康保険制度に加入していることを理由に社会保険の義務を回避することはできない。

社会保険及び一般健康法（第5510号）が、2012年1月1日以降に導入された。これにより、社会保険及び一般健康法第60条の条件に従い、トルコの居住者はすべて一般健康保険でカバーされている。

2012年1月1日より、当該法律はトルコに1年以上居住する外国人にも適用されている。

外国人は、トルコでの連続居住期間が1年に達した後、1ヶ月以内に社会保険庁に申請しなければならない。申請を怠った場合、上記の法律第102条により、社会保険庁が適用する利息を課せられることになる。

母国の社会保険に加入している外国人はトルコの一般保険ではカバーされない。

トルコでは、多くの雇用主が従業員のために、社会保険に加えて民間の健康保険制度に加入しており、従業員がより良い病院で検査及び治療を受けられるように努めている。ただし、民間の健康保険は義務ではない。多くの保険会社が健康保険制度を提供している。

9.4 駐在員に適用される規則

海外で設立された会社からトルコで事業を行うために派遣され、社会保険庁に海外で保険加入していることを通知した外国人は、トルコで社会保険料を負担する必要はない。

国際協定

トルコは、ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、リビア、ノルウェー、英国、スイス、オランダ、フランス、キプロス、アゼルバイジャン、ルーマニア、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、チェコ共和国、グルジア、カナダ、ケベック、マケドニア、ルクセンブルグ、ブルガリア、イタリア、ポルトガル、及びスペインと協定を締結している。

社会保障協定を締結している上記のいずれかの国の国籍を有する個人のトルコでの社会保険の地位を決定する際には、上記の協定の内容を考慮する必要がある。

上記の場合を除き、トルコ企業に雇用された外国人は、トルコ国籍者と同様に完全に社会保険料を支払う義務がある。

9.5 団体労働協約－労働組合の権利

団体労働協約、ストライキ及びロックアウトについては、1983年5月5日付の法律第2822号で規制されている。

団体労働協約

法律により定義される団体労働協約は、雇用契約を策定し、その内容、終了、及び関連事項を規制するために、労働組合と雇用主団体または団体に属していない雇用主との間で締結する合意である。

10 合併、買収及び 組織再編の税務

本章は、トルコで合併、買収または再編を計画する投資家に基本的な税務および留意事項を説明することを目的としている。

10.1 合併

トルコ商法では、1つまたは複数の会社を、それらの会社の清算なしで既存の会社に吸収することを合併と定義している。トルコ商法の最近の改正により、法的形態が異なる会社同士の合併が可能となっている。

課税対象となる合併

トルコ商法における合併は、もし課税対象外となる合併の要件（法人税法18,19,20条）を満たさない場合には、課税対象となる。その場合、被合併会社の資産は市場価値で合併会社に移転したとみなされ、キャピタルゲイン課税対象となる可能性がある。合併会社は、税務上の減価償却目的では、当該市場価値で資産計上を行うことができる。

課税対象となる合併においては、被合併会社の繰越欠損金は存続会社を引き継ぐことが出来ない。その一方で、被合併会社は課税対象となる合併から生じるキャピタルゲインと繰越欠損金を相殺することが可能である。



非課税となる合併

トルコ商法の規定の元での合併は、以下の条件を満たす場合、非課税合併とみなされる。

- 被合併会社と存続会社の双方ともが税務上の居住者である
- 存続会社が被合併会社の全ての資産負債を簿価で引き継ぐ
- その他の合併手続上の要件を期限内に満たしている

非課税合併の場合

- 被合併会社は合併日までは通常の税務ルールの対象となるが、合併自体から生じる利益（及び関連する資産譲渡）は計算されず課税されない。
- 存続会社は、被合併会社の全ての明らかなまたは明らかでない税金債務に責任を負う。
- 存続会社が被合併会社の事業を合併後も最低5年間継続する場合には、被合併会社の繰越欠損金は、存続会社に引き継がれることになる。しかしながら、引継ぎが可能な繰越欠損金は、被合併会社の株主資本合計が限度となる点に留意が必要である。
- 非課税合併は、存続会社に当初から帰属する税金には影響を与えない。
- 法人税法上の非課税合併を遂行した場合には、その他の法律（VAT、印紙税、不動産譲渡）においてもまた、非課税となる可能性がある

10.2 会社の買収

投資家がトルコで取得を遂行する場合には、会社の取得（株式取引）または特定事業の取得（資産取引）が取りえる形態である。以下は、トルコにおいて取得を計画する場合に留意すべき重要な事項である。

取得に関する規制

トルコでの資産や事業法人への投資、またはその他の権利の取得については、政府による規制も制約もない。ただし、特定の事業活動に関しては、所有権の変更前に当局の承認が必要である（例：銀行及び保険、通信、たばこ、アルコール飲料、エネルギーの生産販売等）。外国人投資によるトルコの不動産の取得も特別な規制の対象となっており、

外国人投資家は注意が必要である。合併や取得取引は一定の条件下、トルコ公正取引委員会の承認が必要になることがある。

資産または株式の取得

外国企業は、対象とするトルコ企業の資産または株式のいずれかの取得により、当該企業を取得できる。資産の取得の場合、外国企業の支店を通じて取得するか(非居住者として課税される)、または外国企業のトルコ子会社を通じて取得することができる。それぞれの場合の税務上の影響は、以下のように要約される。

資産の取得

資産の取得は、トルコの会社または外国会社のトルコ支店を通じてのみ可能である。

取得価額

原則として、資産譲渡は市場価値を表す公正価値で行われなければならない。関連当事者間の譲渡の場合には、移転価格税制の要請に基づく文書化を行う必要がある。

のれん

資産譲渡の場合、取得価額が公正価値を超過する部分は買い手側でのれんとして資産計上のうえ、税務上5年間に渡って償却される。トルコ税法上は、自己創設ののれんの計上を要請しておらず、従って通常、のれんの原価は存在せず、売り手側にとっては純粋に課税所得となる。

償却

資産の取得の場合、買い手側において、資産の償却期間はリフレッシュされる。売り手側においては、残存簿価を譲渡価値に対する税務上の原価として認識する権利を有する。そして、買い手側は譲渡価値に基づき資産計上を行い、個々の資産について新たに(財務省が公表している)税務上の償却年数に渡って償却することになる。

租税属性

資産譲渡の場合、対象企業の租税属性(繰越欠損金及びインセンティブ)は買い手に移転されることはない。しかしながら、売り手企業は資産譲渡から発生する課税所得(キャピタルゲイン等)及びVAT債務に対して、既存の繰越欠損金及びVAT控除を利用する権利を有する。

付加価値税 (VAT)

通常の資産譲渡契約を通じた資産譲渡は、譲渡資産の種類に応じてVATの対象となる(通常、18%)。

資産譲渡契約に含まれている不動産は、2年以上の期間保有されていた場合にはVATが非課税となる可能性がある。買い手は、譲渡取引において発生するVAT控除の権利を、当該資産から生じるVATに対して有する。しかしながら、VATの全額回収には時間がかかる場合があり(買い手のVAT発生 の程度による)、追加的にキャッシュフロー上の問題が発生することがある。

譲渡税

資産譲渡取引の場合、資産譲渡契約は通常、契約金額に対して0.948%の印紙税が課される一方で、不動産の所有権移転は売り手と買い手それぞれに2%の登記料が課される。

株式の取得

外国企業による株式取得は、株式売買契約書への印紙税の課税の可能性以外には、直ちに法人税法の影響が生じることはない。

のれん

トルコ支店または子会社を通じて取得した場合、株価に含まれるのれん相当分を税務上の償却目的で認識することはできない。対象会社の資産に関するステップアップ処理は認められない。

償却

他社の株式を購入したトルコ企業は、税務上は株式の価値を償却できない。株式は取得原価で計上され、将来の売却代金に対し税務上の費用として相殺される。

租税属性

株式の所有権の変更による対象企業の租税属性への影響はない。株式取得の後、対象企業は引き続き欠損金を繰り越すことができる。

付加価値税(VAT)

個人による株式の譲渡は、トルコのVATの対象外である。株式の譲渡人がトルコの法人(例:会社または支店)である場合、取引は原則としてトルコのVATの対象となる。この場合、(株式会社の)株式の譲渡はVATを免除されるが、トルコ企業による(有限会社の)参加株式の売却は、当該株式が2年以上保有されていた場合を除き、18%のトルコのVATが課せられる可能性がある。

税金の補償及び保証

株式取得では、対象企業の過去の税金負債(既知または未知)は当該企業に残り、新しい株主に引き継がれる。したがって、株式取得の際に、買い手が税金の補償及び保証を要求することが一般的である。

譲渡税

株式売買に関する契約には、通常0.825%の印紙税が課せられる。なお、2年間保有したトルコ企業の株式を譲渡する契約については、印紙税は免除される。

売り手側の留意点

資産譲渡

資産譲渡取引から生じる利益は通常の法人税の対象となり、損失は損金計上されることになる。特定の固定資産の売却(例えば不動産)の場合、不動産を最低2年間保有していること及び売却代金を特別口座に5年間保管しておくことを前提として、当該譲渡から生じる利益の75%が法人税法上、非課税となる取り扱いもある。2年以上継続して保有した不動産の譲渡はVAT非課税となる。

株式譲渡

他社の株式の譲渡は、株式譲渡から生じる利益が法人税の対象となり、損失は他の活動から生じる収入と相殺可能である。上述の条件を満たせば、当該譲渡から生じる利益の75%が法人税非課税となる取り扱いもある。

株式の譲渡人が個人の場合、2年超保有していた(株式会社の)株式の譲渡から生じるキャピタルゲインは個人所得税上、非課税となる。2年内保有の場合には、キャピタルゲインは通常の税率(15%から35%)のもと個人所得税の対象となる。個人に対する同様の非課税取扱いは有限会社の持分譲渡に係わるキャピタルゲインには適用されない。

株式譲渡の場合のVATの取り扱いについては、上記のコメントを参照のこと。

資産譲渡と株式取得の比較

上記を踏まえた資産取得と株式取得の税務上の考察の要約は、以下のとおりである。

	有利な点	不利な点
資産譲渡	購入価格が税務上、減価償却または償却できる	既存の契約の再交渉やライセンス更新が必要となる
	課税基準のステップアップ処理が利用できる	租税属性（欠損金等）が売り手に残る
	売り手の過去の負債は引き継がれない（一部関連当事者間取引に関する租税回避防止規定を除く）	取引費用が高い（印紙税、名義登録手数料等）
	事業の部分的な取得が可能	売り手にとって（株式取得と比較して）税務コストが高い可能性がある
株式取得	純資産基準での購入のため、資本支出は少ない	対象企業の資産の市場価値と税務基準の金額の相違により、税金債務を負う可能性がある
	売り手にとって税務上のメリットが大きい	のれんを税務上、認識できない
	対象会社の租税属性	対象会社の（未知の）偶発債務を負うリスクがある
	既存の契約やライセンス、インセンティブを継続できる	主たる事業資産以外の資産も取得した場合、取得後のリストラクチャリングの検討が必要になる

10.3 組織再編

非課税会社分割

ルコ税法で認められている非課税分割は、以下の2種類である。

- 完全分割：一つの会社が2つもしくはそれ以上の既存もしくは新規会社に分割される組織再編であり、法人税法19条3aに規定されている。完全分割では、繰越欠損金の移転が認められる。新商法が2012年7月から発効したことに伴い、完全分割は商法の観点からも可能になった（旧商法では明確な規定が無かった）。
- 部分分割（部分的非合併）：特定資産（参加型株式または2年超保有された不動産または完全な生産ライン／サービス施設）が新設または既存の会社にも現物出資される組織再編であり、法人税法第19条3bに規定されている。

譲受人がトルコ居住者であることを前提として、外国会社のトルコ支店の部分分割の手法を用いた組織再編が最近可能になった。税務上の取り扱い、部分分割においては繰越欠損金の移転ができない点以外は、非課税合併と同様である。

非課税の株式交換

対象会社の株式の過半及び支配権を取得するために、会社が自社株式と交換で対象会社の株式を受け取る株式交換は非課税取引となる。非課税の株式交換は、原則として非現金取引として定義されるものの、対象会社株主と交換する株式の価値が10%以内までは現金を交付することも可能である。

転換

非課税の合併の要請のもと行われる転換(例:法的形態の変更)は、課税対象の組織再編とはみなされない。

清算

トルコの企業はトルコ商法の要請に従い遂行される正式な清算手続きを通じて、資産を清算し株主に清算配当を行うことができる。

清算の税務において、会計期間は清算開始日から始まる清算期間に置き換えられる。当該清算開始日から同暦年の最終日、およびそれ以降の暦年がそれぞれ独立した清算期間とみなされる。清算が完了した時、最終清算利益または損失が計算され、すでに提出済みの清算申告書が訂正され、必要に応じて、過払税金が還付されることになる。

清算期間においては、会社は通常の税務規制の対象となり法的な記帳や申告の義務は通常の会社同様に負う。

清算の最後の株主への資本の払い戻しは税金の対象とならないが、超過利益や準備金の株主への配分は配当に係わる15%(租税条約により軽減されるケースあり)の源泉徴収税対象となる可能性がある。清算完了のためには、税務当局が税務調査を実施することを要請されていることに留意が必要である。

11 国際税務

非居住企業の居住性及び課税

企業の法的所在地または実質的な経営拠点のいずれか、もしくは両方がトルコにある場合、当該企業はトルコの居住者とみなされる。法的所在地とは定款等で定められた会社の正式な拠点である。実質的な経営拠点とは、会社の上層経営陣がいる場所である。一般的に、企業の居住は契約国の現地の法律によって決定されるが、租税条約の規定が適用される場合もある。

トルコの居住性に関する2つの条件のいずれも該当しない場合、当該企業は税法上は非居住者とみなされる。非居住企業は、トルコの源泉所得に関してトルコで課税される。

非居住者の課税所得に含まれる収入には、以下のものが含まれる。

- トルコでの事業拠点または恒久的な代理人を通じて稼得した商業（事業）活動による収入
- トルコで提供された専門的サービスから生じた収入（またはトルコで得た手数料）
- トルコでの不動産、無形資産、機械のリース（及びトルコでの無形資産の移転）から生じた収入
- トルコで稼得した利息収入
- トルコで稼得した配当収入
- トルコで行われた取引により、またはトルコで稼得したキャピタルゲイン



ABC DE													
007	VARANNO	12/11	1	A	010-001	007	000	FLORINZ	12/11	1	A	010-001	007
008	PAUL T	12/11	1	A	010-001	008	001	TAGHER	12/11	1	A	010-001	008
009	STOLANEN	12/11	1	A	010-001	009	002	ALZAZ	12/11	1	A	010-001	009
010	FORNBERG	12/11	1	A	010-001	010	003	STANNO	12/11	1	A	010-001	010
011	WALLAND WILPENA	12/11	1	A	010-001	011	004	WALLAND	12/11	1	A	010-001	011
012	WALLAND	12/11	1	A	010-001	012	005	WALLAND	12/11	1	A	010-001	012
013	TUNIS	12/11	1	A	010-001	013	006	WALLAND	12/11	1	A	010-001	013
014	APLIT	12/11	1	A	010-001	014	007	WALLAND	12/11	1	A	010-001	014
015	ADVIS	12/11	1	A	010-001	015	008	WALLAND	12/11	1	A	010-001	015
016	BOSTON	12/11	1	A	010-001	016	009	WALLAND	12/11	1	A	010-001	016
017	SPENNAGEN	12/11	1	A	010-001	017	010	WALLAND	12/11	1	A	010-001	017
018	VANCOVER	12/11	1	A	010-001	018	011	WALLAND	12/11	1	A	010-001	018
019	BANGALORE	12/11	1	A	010-001	019	012	WALLAND	12/11	1	A	010-001	019
020	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	020	013	WALLAND	12/11	1	A	010-001	020
021	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	021	014	WALLAND	12/11	1	A	010-001	021
022	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	022	015	WALLAND	12/11	1	A	010-001	022
023	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	023	016	WALLAND	12/11	1	A	010-001	023
024	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	024	017	WALLAND	12/11	1	A	010-001	024
025	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	025	018	WALLAND	12/11	1	A	010-001	025
026	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	026	019	WALLAND	12/11	1	A	010-001	026
027	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	027	020	WALLAND	12/11	1	A	010-001	027
028	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	028	021	WALLAND	12/11	1	A	010-001	028
029	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	029	022	WALLAND	12/11	1	A	010-001	029
030	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	030	023	WALLAND	12/11	1	A	010-001	030
031	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	031	024	WALLAND	12/11	1	A	010-001	031
032	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	032	025	WALLAND	12/11	1	A	010-001	032
033	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	033	026	WALLAND	12/11	1	A	010-001	033
034	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	034	027	WALLAND	12/11	1	A	010-001	034
035	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	035	028	WALLAND	12/11	1	A	010-001	035
036	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	036	029	WALLAND	12/11	1	A	010-001	036
037	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	037	030	WALLAND	12/11	1	A	010-001	037
038	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	038	031	WALLAND	12/11	1	A	010-001	038
039	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	039	032	WALLAND	12/11	1	A	010-001	039
040	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	040	033	WALLAND	12/11	1	A	010-001	040
041	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	041	034	WALLAND	12/11	1	A	010-001	041
042	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	042	035	WALLAND	12/11	1	A	010-001	042
043	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	043	036	WALLAND	12/11	1	A	010-001	043
044	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	044	037	WALLAND	12/11	1	A	010-001	044
045	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	045	038	WALLAND	12/11	1	A	010-001	045
046	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	046	039	WALLAND	12/11	1	A	010-001	046
047	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	047	040	WALLAND	12/11	1	A	010-001	047
048	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	048	041	WALLAND	12/11	1	A	010-001	048
049	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	049	042	WALLAND	12/11	1	A	010-001	049
050	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	050	043	WALLAND	12/11	1	A	010-001	050
051	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	051	044	WALLAND	12/11	1	A	010-001	051
052	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	052	045	WALLAND	12/11	1	A	010-001	052
053	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	053	046	WALLAND	12/11	1	A	010-001	053
054	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	054	047	WALLAND	12/11	1	A	010-001	054
055	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	055	048	WALLAND	12/11	1	A	010-001	055
056	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	056	049	WALLAND	12/11	1	A	010-001	056
057	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	057	050	WALLAND	12/11	1	A	010-001	057
058	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	058	051	WALLAND	12/11	1	A	010-001	058
059	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	059	052	WALLAND	12/11	1	A	010-001	059
060	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	060	053	WALLAND	12/11	1	A	010-001	060
061	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	061	054	WALLAND	12/11	1	A	010-001	061
062	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	062	055	WALLAND	12/11	1	A	010-001	062
063	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	063	056	WALLAND	12/11	1	A	010-001	063
064	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	064	057	WALLAND	12/11	1	A	010-001	064
065	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	065	058	WALLAND	12/11	1	A	010-001	065
066	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	066	059	WALLAND	12/11	1	A	010-001	066
067	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	067	060	WALLAND	12/11	1	A	010-001	067
068	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	068	061	WALLAND	12/11	1	A	010-001	068
069	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	069	062	WALLAND	12/11	1	A	010-001	069
070	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	070	063	WALLAND	12/11	1	A	010-001	070
071	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	071	064	WALLAND	12/11	1	A	010-001	071
072	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	072	065	WALLAND	12/11	1	A	010-001	072
073	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	073	066	WALLAND	12/11	1	A	010-001	073
074	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	074	067	WALLAND	12/11	1	A	010-001	074
075	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	075	068	WALLAND	12/11	1	A	010-001	075
076	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	076	069	WALLAND	12/11	1	A	010-001	076
077	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	077	070	WALLAND	12/11	1	A	010-001	077
078	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	078	071	WALLAND	12/11	1	A	010-001	078
079	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	079	072	WALLAND	12/11	1	A	010-001	079
080	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	080	073	WALLAND	12/11	1	A	010-001	080
081	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	081	074	WALLAND	12/11	1	A	010-001	081
082	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	082	075	WALLAND	12/11	1	A	010-001	082
083	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	083	076	WALLAND	12/11	1	A	010-001	083
084	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	084	077	WALLAND	12/11	1	A	010-001	084
085	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	085	078	WALLAND	12/11	1	A	010-001	085
086	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	086	079	WALLAND	12/11	1	A	010-001	086
087	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	087	080	WALLAND	12/11	1	A	010-001	087
088	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	088	081	WALLAND	12/11	1	A	010-001	088
089	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	089	082	WALLAND	12/11	1	A	010-001	089
090	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	090	083	WALLAND	12/11	1	A	010-001	090
091	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	091	084	WALLAND	12/11	1	A	010-001	091
092	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	092	085	WALLAND	12/11	1	A	010-001	092
093	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	093	086	WALLAND	12/11	1	A	010-001	093
094	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	094	087	WALLAND	12/11	1	A	010-001	094
095	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	095	088	WALLAND	12/11	1	A	010-001	095
096	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	096	089	WALLAND	12/11	1	A	010-001	096
097	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	097	090	WALLAND	12/11	1	A	010-001	097
098	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	098	091	WALLAND	12/11	1	A	010-001	098
099	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	099	092	WALLAND	12/11	1	A	010-001	099
100	BOLOGNA	12/11	1	A	010-001	100	093	WALLAND	12/11	1	A	010-001	100



外国企業は支店として、または子会社を通じて個別の事業体としてトルコで事業を行うことができる。これらの形態については、以下で詳述する。非居住企業の営業活動は税法上、恒久的施設(PE: Permanent Establishment)に該当するとみなされる場合もある。これらはトルコの税制上は、事業拠点という概念で捉えられる。もちろん、租税条約の規定も考慮する必要がある。トルコ源泉所得に関しては、非居住企業は居住企業と同様に扱われる(「法人に対する課税」の他のセクションを参照のこと)。

恒久的施設

トルコの法人所得税制のもとでは、トルコにある恒久的施設(PE)または恒久的代理人(PR)を通じて非居住者企業が稼得した収入は、トルコでの課税対象となる。トルコの法人税法は、恒久的施設の定義に関する税務手続法の規定及び恒久的代理人の定義に関する所得税法の規定を参照している。

この観点から、職場(恒久的施設)は、商業、工業、農業または専門的活動を実施するための専用の(割り当てられた)事業拠点として定義される。トルコでの事業活動が輸出目的での物品の購入または製造に限られる非居住企業の事業拠点は、恒久的施設とはみなされない。

一方、恒久的代理人は、サービスまたは代理行為により契約主体に拘束され、限定された期間もしくは無期限に契約主体のために、契約主体を代理して取引を実施する権限を付与された人物として定義される。

国内法では恒久的施設の定義に関し、これ以上の具体的な定義や指針はない。上記の税法の規定に関する一般的な解釈に基づく、トルコにおける外国企業の恒久的施設の共通の特徴は以下のとおりである。

- トルコで外国企業(またはその代理人)によって利益獲得活動が行われている。
- 外国企業が主に事業活動を行うための固定の場所がトルコに存在する。
- 固定の活動場所と利益生成活動の間に緊密な関係がある

上記に基づき、一般的にトルコ税法では、OECDモデル租税条約における恒久的施設
の定義に従い、利益生成と緊密な関係のないトルコでの事業活動(例：準備活動や付
随活動)は恒久的施設とみなされない。一方、外国企業のために商業取引を実施する
人物が、上記で説明した恒久的代理人とみなされる場合は、トルコで課税される可
能性がある。

国内法に基づく規定とは対照的に、トルコの租税条約の下では、一般的に倉庫や独立
代理人は「恒久的施設」の定義には含まれない。

支店

支店は、税法上、非居住事業体として扱われ、トルコで稼得した利益に関してトルコで
の法人税の課税対象となる。

現地の外国投資法に基づき、外国企業の支店は外国直接投資の一種であり、支店の
設立にはトルコで事業を行う意図のある外国企業と同じ要件及び手続きが適用され
る。支店は本店と同じ事業分野でのみ活動することが認められる。支店は、正式に任
命された代表者(外国人でもよいが、トルコ居住者でなければならない)によって運営
される。代表者は、すべての公的及び私的権限に関して、トルコで当該外国企業を代
表する権限を付与されていなければならない。

支店は通常の居住企業と同様に、すべての法定帳簿及び提出要件を遵守しなければ
ならない。

子会社

トルコで事業活動を行うために利用可能なもう1つの形態は、個別の法人として子会
社を設立することである。子会社は有限会社(Ltd.)または株式会社(A.S.)として設立
することができる。

これらの2種類の会社形態は、税法上トルコの居住者とみなされ、恒久的施設や支店
とは異なり、世界所得に関して法人税の課税対象となる。

源泉徴収税

トルコの非居住企業が受け取った所得に対する課税は、法人所得税法第30条で規制されている。当該規定の下では、非居住者へ支払いを行う当事者は源泉徴収を行い、納税する義務がある。当該規定に基づく一般的な源泉徴収税率は15%であるが、大臣諮問委員会はこの税率を0%から30%の範囲で決定する権限を有している。

配当

非居住企業に分配された配当には15%の源泉徴収税が課せられる。配当は、実際に現金で支払われた、または支払義務が生じた際に、源泉徴収税が課せられる。利益を用いた会社の増資は利益の分配とみなされず、配当に関する源泉徴収課税の対象とはならない。これは非居住者にとって最終的な税金であり、追加の申告要件はない。

トルコ支店の収入は、本店へ送金しない限り源泉徴収税の課税対象にはならない。本店へ収入を送金する場合は、15%の源泉徴収税が課せられる。恒久的施設の収入にも15%の源泉徴収税が課せられる。15%の源泉徴収税率は租税条約により、5%～10%へ引き下げることが可能である。

ロイヤルティ

非居住者へ支払われたロイヤルティには、20%の源泉徴収税が課せられる。非居住企業がトルコに恒久的施設を有する場合、当該ロイヤルティは源泉徴収税の対象にはならないが、年次法人所得税申告書において申告され、課税されることとなる。これは非居住者にとって最終的な税金であり、追加の申告要件はない。

著作権、特許権、商標及びその他の無形資産にかかる権利の売却による利益には、最終的な源泉徴収税20%が課せられる。

トルコのすべての租税条約において、ロイヤルティの支払いに対する源泉徴収税の軽減税率(5%～15%)が利用可能である(一般的にほぼすべての租税条約において10%の上限が適用されている)。

利息

非居住企業へ支払われた利息については、非居住企業へ支払われた利息総額に対して源泉徴収税が課せられる。非居住企業がトルコに恒久的施設を有する場合、利息収入は年次法人税申告書に含まれ、課税対象となる。これは非居住者にとって最終的な税金であり、追加の申告要件はない。

非居住企業へ支払われた利息に適用される源泉徴収税率は以下のとおりである。ただし、租税条約により軽減税率が適用される場合を除く。

以下については、0%の税率が適用される

- トルコ国債及び無担保社債の利息（海外で発行されたものも含む）
- 2006年1月1日以降に企業が発行した債券及び無担保社債の利息
- 外国銀行または外国政府、もしくは国際機関に支払われた借入金利息
- 設立された国で日常業務として貸付を行う権限を付与され、関連会社のみでなくすべての個人及び法人に対して貸付を行うその他の会社に対して支払われた借入金利息
- トルコの居住企業が発行した、満期が5年以上の債券の利息
- トルコの居住者である資産リース会社が発行した、満期が5年以上のリース証書にかかる収入

以下については、1%の税率が適用される

- 株式に類似する劣後ローンに関して銀行が支払った利息、及び海外での証券化により受け取ったローンに関して銀行及びその他の会社が支払った利息

以下については、3%の税率が適用される

- トルコの居住企業が発行した、満期が3年から5年の無担保社債の利息
- トルコの居住者である資産リース会社が発行した、満期が3年から5年のリース証書にかかる収入

以下については、5%の税率が適用される

- 物品の信用販売に関する利息

以下については、7%の税率が適用される

- ルコの居住企業が発行した、満期が1年から3年の無担保社債の利息
- トルコの居住者である資産リース会社が発行した、満期が1年から3年のリース証書にかかる収入

以下については、10%の税率が適用される

- その他の借入金利息
- トルコの居住企業が発行した、満期が1年未満の無担保社債の利息
- トルコの居住者である資産リース会社が発行した、満期が1年未満のリース証書にかかる収入
- 1年超の満期の預金口座の利息
- 銀行が提供する(無利息で)満期1年超の損益パートナーシップ口座・証書に関連して受け取った利益の持分相当額

以下については、12%の税率が適用される

- 6ヶ月から1年以内の満期の預金口座利息
- 銀行が提供する(無利息で)満期が6ヶ月から1年の損益パートナーシップ口座・証書に関連して受け取った利益の持分相当額

以下については、13%の税率が適用される

- 1年超の満期の外貨建て預金口座の利息

以下については、15%の税率が適用される

- 6ヶ月未満の満期および要求払の預金口座の利息
- 利益参加型ローンに係わる利息
- 銀行が提供する(無利息で)満期が6ヶ月未満の損益パートナーシップ口座・証書に関連して受け取った利益の持分相当額

- 6ヶ月から1年の満期の外貨建て預金口座の利息
- 国債及び社債のレポ取引による収入

以下については、18%の税率が適用される

- 6ヶ月未満の満期の外貨建て預金口座または外貨建て要求払預金口座の利息

キャピタルゲイン

所得税法の規定のもとでは、株式及びその他の資産の売却により非居住者が受け取ったキャピタルゲインは、それがトルコ源泉とみなされる場合、トルコで課税される。トルコの所得税法の規定では、売却取引がトルコで実施されるか、取引がトルコで評価される場合（すなわち、トルコの納税者が支払いを負担する）、当該取引から生じるキャピタルゲインはトルコ源泉とみなされる。

非居住企業が受け取ったキャピタルゲインがトルコ源泉とみなされた場合、通常の税率である20%の法人所得税が課せられる。さらに、法人税課税後の残高には、配当に関する15%の源泉徴収税が課せられる（キャピタルゲインの送金に関する課税）。したがって、実効税率は32%となる。

多くのトルコの租税条約のもとでは、株式の売却に関するキャピタルゲインの課税権は、最低保有期間が1年以上であることを条件として、通常、売却企業の居住国にある。

専門的サービス

非居住企業に支払われる専門的サービス報酬は、当該サービスがトルコで提供されるか支払いがトルコで行われた場合、20%の源泉徴収税が課せられる。概して、トルコは租税条約の183日テストに従っている。したがって、ほとんどのトルコの租税条約では、非居住企業の従業員が12ヶ月のうち183日以上トルコに滞在した場合、専門的なサービスはトルコで課税される。

トルコで実施される油田開発活動に関しては、源泉徴収税率は5%に引き下げられる。

有形資産のリースによる収入

国内の規則のもとでは、動産または不動産のリースに関する非居住者への支払いは、当該資産がトルコ国内にあるか、関連する権利がトルコ国内で使用される場合、トルコで課税される。非居住者へのリース料支払いには20%の源泉徴収税が課せられる。ただし、ファイナンス・リースに関する支払いに対する源泉徴収税には、1%の軽減税率が適用される。

1年以上にわたる建設工事及び補修工事

1年以上にわたる建設工事及び補修工事に関する支払いには、3%の源泉徴収税が課せられる。

トルコの租税条約

トルコは84ヶ国との間で租税条約を締結している。このうち80ヶ国では発効済みで、3つの新条約（フィリピン、コソボ、メキシコ）は署名されているがまだ発効しておらず、1つの新たな条約（パレスチナ）が仮調印されたがまだ発効していない。条約国及び関連条項を要約した表については、添付資料（IV）を参照のこと。

租税条約に加えて、トルコは資本異動および課税回避を防止／管理するためのタックスヘイブンとの情報交換条約の署名を開始している。この観点から、トルコは情報交換条約を5ヶ国（バルバドス、パナマ、ケイマン諸島、ヴァージン諸島およびバハマ）と締結している。

署名されたが発効していない租税条約

トルコは以下に記載された国々と租税条約を締結しており、これらの条約は両国の議会の承認を受けた後、有効となる予定である。

国名	署名日	配当(%)	支店利(%)	利息(%)	ロイヤリティ(%)
フィリピン*	18.03.2009	10/15	10	10	10/15
パレスチナ**	15.11.2012				
コソボ***	10.09.2012	5/15	5	10	10
メキシコ***	17.12.2013				

- (*) 条約はトルコによって承認され、契約相手国での承認手続きが終了した年の翌年1月1日から有効となる予定である。
- (**) 条約は仮調印のみが完了している。
- (***) 条約は署名のみが完了し、契約当事国双方での承認手続きが終了後に有効となる予定である。

12 添付資料





12.1 添付資料I:トルコの主要税率一覧

法人所得税 予納法人所得税 個人所得税	純資産の増加 正味課税所得	20 % 20 % 15 - 35 % (給与所得を含む全ての源泉 の所得)
付加価値税 – VAT ●一般 ●特定の製品及びサービス ●特定の製品	販売価格	18 % 8 % 1 %
銀行及び保険取引税 ●一般 ●銀行間預金取引 ●レボ ●銀行と仲介業者間の貨幣市場取引 ●国債と財務省証券の売却 ●外貨の売却		5 % 1 % 1 % 1 % 1 % 0 %
印紙税 (印紙税を支払う場合、各文書に 対して支払うべき印紙税の上限 は、2014年は1.545.852,40TL)	文書に明記された価値	通常 0,948 % (賃貸契約 : 0,189% 給与 : 0,759 %)
贈与及び相続税	価値	1 - 30 %
関税	価値	様々
不動産譲渡税	売却価格	買い手、売り手それぞれに つき2%
特別消費税 ●石油製品 ●車両 ●アルコール飲料及びたばこ製品 ●特定の高級品	リットル、kgごと 価格及びエンジンサイズ 価格、たばこ製品の小 売価格 価格	特定 1 145 25~65.25 (*) 及び一括税額 6.7~25%
特別通信税 ●携帯通信サービス ●衛星またはケーブルによるラジオ 及びテレビ放送サービス ●Wired有線・無線、携帯 インターネットサービス提供設備 ●その他の通信サービス	サービス手数料	25 % 15 % 5 % 15 %
宝くじ税 (国営宝くじ、競 馬、Toto、ロト等)	様々	特定及び価格に応じて 10 %
自動車税	モデル、エンジン、重量	毎年更新される特定の金額
主要な地方自治体税及び地方税 固定資産税 * 建物 * 土地 興行税 通信税 電力及びガス消費税 環境保護税	税金価値 粗利益 手数料 販売価格 アパート、事業所毎	0.1 - 0.4% 0.1 - 0.6% 特定 (1TL~80TL) 従価 5 % ~ 10 % % 1 1~5 % 毎年更新される特定の金額

(*) 最低一括税額を用いて計算される税額より低くない場合のみに平均税率が適用される。

12.2 添付資料II：源泉徴収税率表

内容	課税標準	非居住者 企業 (*)(%)	非居住者 個人 (**)(%)	居住者 企業 (**)(%)	居住者 個人 (***)(%)
技術 / 専門サービス • 一般	請求総額	20	20	n a	20
1年以上継続する 建設工事	出来高払いの 請求	3	3	3	3
給与 • トルコの給与	巢額（社会 保険料控除 後）	-	15 - 35	n a	15 - 35
賃料/ロイヤリティ	総額	20	20	n.a	20
ファイナンス・リース	総額	1	n.a	n.a	n.a.
配当	総額	15 (****)	15	n.a	15
支店利益	法人税控除後 純利益	15	n a	n a	20
貸付金利息	総額	0 (****) / 1/5/10	-	-	-
売却代金： • 著作権及び特許 権 • その他無形財産 権	総額	20 20	20 -	n a n a	17 -

* 法人税法第30条では、非居住企業に対する特定の支払いに適用される源泉徴収税率は15%と定められている。一方、大臣諮問委員会は、この源泉徴収税率を0%に引き下げる、または30%に引き上げる権限を持つ。

** 法人税法第15条では、居住企業に対する特定の支払いに適用される源泉徴収税率は15%と定められている。一方、大臣諮問委員会は、この源泉徴収税率を0%に引き下げる、または20%に引き上げる権限を持つ。

*** 居住者及び非居住者である個人に適用される源泉徴収税率は、大臣諮問委員会法令第2013/4552号、2012/3141号第2011/1854号、第2009/14593-4号、第2006/11449号、第2006/10731号、及び第2003/6577号に基づく

**** 固定の事業場所または恒久的代理人経由で配当を受け取る場合を除く。

***** 外国人の貸し手（銀行及び金融機関）のステータスにより、0%の源泉徴収税率が適用可能。1%の源泉徴収税率は、トルコ銀行法に準拠した補完資本の条項となるトルコの銀行に対する劣後ローン枠に関する利息及びキャッシュフロー、または資産ポートフォリオに基づく証券化により、銀行及びその他の会社が受け取った海外からのローンの利息に利用される。5%の源泉徴収税率は、分割払いまたは信用取引による輸入品の購入に関する利息に適用される。10%の源泉徴収税率は、上記のローンに該当しないその他のローンや取引に適用される。

12.3 添付資料Ⅲ：年度末利益に対する税金計算

法人税は最も簡単な例としては、以下のように計算される。

説明	計算
課税所得	100
法人税（税率20%）	20
配当可能金額	80

以下の税額計算が多くの場合に当てはまると考えられる。

営業利益	500
居住者である会社からの配当	250
会計上の利益	750
損金算入不可能な費用	100

“配当を行わない方針”を前提とすると、法人税は以下のように計算される。

会計上の利益	750
損金算入不可能な費用	100
税金調整利益	850
非課税所得	250
・ 配当	250
課税所得	600
法人税課税標準	600
法人税（税率20%）	120
税金総額	120
配当可能利益	630

配当の分配及び法定準備金の要請

トルコ企業による他のトルコ企業への配当の分配は(追加要件なしで)源泉徴収税の対象外である。トルコ持ち株会社が他のトルコ子会社から受領した配当は法人税法上、(追加要件なしで)非課税所得となる。トルコ企業によるトルコ居住者である個人または非居住者である株主(個人、企業とも)に対する配当は、15%の源泉徴収対象である。トルコとの租税条約締結国に居住している非居住者株主には、租税条約で定める軽減税率が適用される可能性がある。社内留保利益は、株主に配当還元されない限り、源泉徴収税の対象外である。

下記例においては、100,000TLの資本金及び全額配当方針を前提とする。

説明	計算
課税所得	100,000
法人税 (税率20%)	20,000
配当可能金額	80,000
第1 法定準備金 (利益の5%を資本金の20%に達するまで積立必要)	4,000
第1 段階総配当 (資本金の5%)	5,000
第2 配当可能額	71,000
第2 法定準備金 (第2 配当可能額の1 / 11)	6,455
第2 段階総配当	64,545
総配当 (第1 及び第2 配当)	69,545
配当源泉税 (15%)	10,432
純配当額	59,113

12.4 添付資料Ⅳ：各国との租税条約上の源泉徴収税率

	Country	Dividends (%)	Branch Profit (%)	Interest (%)	Royalty (%)
1	Austria	5/15	5	10/15	10
2	Ireland	5/10/15	5	10/15	10
3	South Korea	15/20	-	10/15	10
4	Jordan	10/15	-	10	12
5	Tunisia	12/15	-	10	10
6	Romania	15	15	10	10
7	Netherlands	15/20	7.5	10/15	10
8	Pakistan	10/15	10/15	10	10
9	United Kingdom	15/20	15	15	10
10	Finland	5/15	5/15	5/10/15	10
11	T.R.N.Cyprus	15/20	15	15	10
12	France	15/20	7.5	15	10
13	Sweden	15/20	15	15	10
14	Belgium	15/20	15	15	10
15	Denmark	15/20	7.5	15	10
16	Italy	15	15	15	10
17	Japan	10/15	10/15	10/15	10
18	U. Arab Emirates	5/10/12	5/10/12	10	10
19	Hungary	10/15	10	10	10
20	Kazakhstan	10	10	10	10
21	Macedonia	5/10	5	10	10
22	Albania	5/15	5	10	10
23	Algeria	12	12	10	10
24	Mongolia	10	10	10	10
25	China	10	10	10	10
26	India	15	15	10/15	15
27	Malaysia	10/15	10	15	10
28	Egypt	5/15	5	10	10
29	Poland	10/15	15	10	10
30	Turkmenistan	10	10	10	10
31	Azerbaijan	12	12	10	10
32	Bulgaria	10/15	10	10	10
33	Uzbekistan	10	10	10	10
34	United States	15/20	15	15/10	10/5
35	Ukraine	10/15	10	10	10
36	Israel	10	10	10	10
37	Belarus	10/15	15	10	10
38	Russia	10	10	10	10
39	Kuwait	10	10	10	10
40	Slovakia	5/10	10	10	10

	Country	Dividends (%)	Branch Profit (%)	Interest (%)	Royalty (%)
41	Indonesia	10/15	10/15	10	10
42	Lithuania	10	10	10	10/5
43	Croatia	10	10	10	10
44	Moldova	10/15	10/15	10	10
45	Singapore	10/15	10	7.5/10	10
46	Kyrgyzstan	10	10	10	10
47	Tajikistan	10	10	10	10
48	Sudan	10	10	10	10
49	Czech Republic	10	10	10	10
50	Bangladesh	10	10	10	10
51	Latvia	10	10	10	5/10
52	Spain	5/15	5/15	10/15	10
53	Slovenia	10	10	10	10
54	Greece	15	15	12	10
55	Syria	10	10	10	15/10
56	Estonia	10	10	10	10/5
57	Thailand	10/15	10/15	10/15	15
58	Luxembourg	5/10/20	10	10/15	10
59	Iran	15/20	15	10	10
60	Saudi Arabia	5/10	5/10	10	10
61	Lebanon	10/15	10	10	10
62	Morocco	7/10	7	10	10
63	Rep. of South Africa	10/15	10	10	10
64	Portugal	5/15	5	10/15	10
65	Serbia Montenegro	5/15	5	10	10
66	Ethiopia	10	10	10	10
67	Bahrain	10/15	15	10	10
68	Qatar	10/15	10/15	10	10
69	Bosnia Herzegovina	5/15	5/15	10	10
70	Canada	15/20	15/20	15	10
71	New Zealand	5/15	5/15	10/15	10
72	Norway	5/15	5	5/10/15	10
73	Oman	10/15	10	10	10
74	Georgia	10	10	10	10
75	Yemen	10	10	10	10
76	Germany	5/15	-	10	10
77	Switzerland	5/15	5/15	5/10	10
78	Brazil	10/15	10	15	10/15
79	Australia	5/15	5/15	10	10
80	Malta	10/15	10	10	10

12.5 添付資料V：KPMGトルコが提供する日系企業向けサービス

新規市場参入が相次ぐ日本企業の様々なニーズに対応すべく、KPMGトルコ・イスタンブール事務所にグローバル・ジャパニーズ・プラクティスを設置し、日本語による支援を通じて、専門家チームと日本企業の皆様との橋渡しを行い、さまざまな問題解決のためのアドバイスを提供しています(以下はKPMGトルコが展開する主要な専門サービス一覧)。

1. 会社設立関連サービス

- 設立前調査等のサポート
- 駐在員事務所設立代行
- 支店・現地法人設立代行
- 関係省庁との交渉サポート
- その他会社設立法務全般

2. 法務サービス

- 契約書の作成またはレビュー
- 会計法・労働法・知的所有権・不動産・訴訟等に関わる法務アドバイス

3. 投資優遇措置(インセンティブ)

- プロジェクト初期段階からのインセンティブ関連のアドバイザリー
- インセンティブ最適化のためのアドバイザリー
- 申請補助業務(書類の作成補助、当局との交渉等)
- 投資優遇措置の条件を満たしているかどうかのレビュー

4. 会計業務

- 現地会計担当者を雇用するまでの会計代行業務
- 一般記帳代行業務
- 現地スタッフに関する給与計算業務

5. 法人に関する税務業務

- 進出に際してのアドバイザリー
- 税務登録
- 決算期変更に関するサポート
- 法人税申告業務
- 源泉所得税に関するレビュー(利子、ロイヤルティ)
- 移転価格税制に関するアドバイス(移転価格の文書化含む)
- 企業再編に関する税務アドバイザリー

6. 関税及びVAT

- VAT登録・申告業務(イントラスタット等を含む)
- 新規投資に関連した、関税及びVATのスキームアドバイザー
- 既存の関税及びVATスキームのレビュー

7. 個人所得税業務

- 駐在員の個人所得税に関するスキームのアドバイザー
- 駐在員の個人所得税に関する税務登録及び申告業務
- 駐在員のための給与計算業務
- 社会保険に関するスキームのアドバイザー

8. 監査業務

- 法定会計監査
- 連結決算のための(連結パッケージの)会計監査・レビュー

9. アドバイザリー業務

- M&Aや企業売却におけるアドバイザー、資本市場取引のアドバイザー、企業評価等の、いわゆるコーポレート・ファイナンス(企業金融)業務
- 財務、税務デューデリジェンス、売買契約サポート、買収後の統合等の、いわゆるトランザクション・サービス(M&A支援)業務
- 事業再編、業績改善、組織の効率化支援等のアドバイザー
- 財務管理に関連した会計アドバイザー(グローバルコンバージョンサービス、財務報告システムに関するアドバイス、買収後の会計サポート等)や内部監査、フォレンジック等のリスク・コンサルティング業務

10. その他

- 税務ホットラインサービス(月ごとに、一定時間までの比較的小さな案件に対する相談を、定額割引料金で行なうもの)

KPMGトルコについて

KPMGトルコは、1982年に設立され、以来、急速に発展してきました。現在イスタンブール(本部)、首都アンカラ、大規模港湾都市イズミールの3都市に拠点を構え、総勢650名を超えるプロフェッショナルがサービスを提供しています。

金融、消費財、製造業の他、食品、小売、エネルギー通信、化学等さまざまなセクターにおいて700社を超えるクライアントを保有しています。また、監査、税務、財務アドバイザー等高品質なプロフェッショナル・サービスをクライアントに提供することによって広く社会に貢献しています。

12.6 グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

KPMG は、監査、税務、アドバイザリー業務を提供するプロフェッショナルファームです。KPMG のグローバル・ジャパニーズ・プラクティス (以下GJP) とは日本企業の海外事業展開をきめこまやかに支援するための組織です。プロフェッショナル・サービスの業界においてKPMGは、欧州に日本人スタッフを置いたパイオニアのひとつに数えられます。日本企業のクライアントの重要性は、四半世紀以上にわたり私共のネットワークのなかで認知されています。日本企業のグローバルなニーズに対して、GJPおよび世界中のプロフェッショナルから厳選したメンバーによるチーム編成を行い、皆様に満足いただけるサービスを提供しております。

新規市場参入が相次ぐ日本企業の様々なニーズに対応すべく、KPMGトルコ・イスタンブール事務所にGJP設置し、日本語による支援を通じて、専門家チームと日本企業の皆様との橋渡しを行い、以下のようなさまざまな問題解決のためのアドバイスを提供しています。

- 日本語ダイレクトラインを通じた各種問合せに対する迅速な対応
- 重要なミーティングに際しての日本語による補足及び補助サービス
- 各国KPMGに所属する適切なプロフェッショナルとのミーティングのアレンジ
- 日本企業特有の問題を取り扱ったセミナー、及び日本人スタッフによる日本語セミナーの開催
- 日本語投資ガイド・ニュースレターなどの日本語媒体の発行

(トルコにおける連絡先)

吉原 和行 KPMGイスタンブール事務所(常駐)
マネジャー(日本公認会計士)

Direct TEL +90 (216) 681 90 00 Ext.9385

Mobile +90 (530) 527 13 70

E-mail kazuyuki.yoshihara@kpmg.com

執筆者一覽



Abdulkadir Kahraman

Tax Partner,

Head of Tax Services

T: +90 216 681 91 00 - 9004

E: akahraman@kpmg.com



Levent Berber

Head of Legal

Legal Financial Services

T: +90 216 681 91 00 - 9172

E: lberber@kpmg.com



Fikret Çetinkaya

Tax Partner

Tax Compliance Services

T: +90 216 681 91 00 - 9007

E: fcetinkaya@kpmg.com



Timur Çakmak

Tax Partner

Tax Compliance Services

T: +90 312 491 72 31

E: tcakmak@kpmg.com



Yavuz Öner

Tax Partner

Indirect Taxation Services

T: +90 216 681 91 00 - 9042

E: yoner@kpmg.com



Ayhan Üstün

Tax Partner

Tax Consultancy Services

T: +90 216 681 91 00 - 9020

E: ayhanustun@kpmg.com



Neslihan Raepers

Tax Partner

Outsource Services

T: +90 216 681 91 00 - 9041

E: nraepers@kpmg.com



Eray Büyükseban

Tax Director

International Executive Services

T: +90 216 681 91 00 - 9049

E: ebuyukseban@kpmg.com



Begüm Kitiş

Tax Director

Tax Consultancy Services

T: +90 216 681 91 00 - 9047

E: bkitis@kpmg.com



cutting through complexity

Contact

KPMG İstanbul

Kavacık Rüzgarlı Bahçe Mah.

Kavak Sok. No:29 Beykoz

34805 İSTANBUL

T: +90 216 681 90 00

F: +90 216 681 90 90

KPMG Ankara

Turan Güneş Bulvarı,

Galip Erdem Cad. No: 41

Yıldızevler – Çankaya

06650 ANKARA

T: + 90 312 491 72 31

F: + 90 312 491 71 31

KPMG İzmir

Heris Tower, Akdeniz Mah.

Şehit Fethi Bey Cad.

No: 55 Kat: 21 D: 34

Alsancak – Konak

35210 İZMİR

T: + 90 232 464 20 45

F: + 90 232 464 21 45

www.kpmg.com/tr/en

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 Akis Bağımsız Denetim ve Serbest Muhasebeci Mali Müşavirlik A.Ş., a Turkish corporation and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative, a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and 'cutting through complexity' are registered trademarks or trademarks of KPMG International.